

経営系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

経営系専門職大学院名称 : 大原大学大学院

会計研究科会計専攻

目 次

序 章	1
本 章	
1 使命・目的.....	4
2 教育課程・学習成果、学生.....	11
3 教員・教員組織.....	37
4 専門職大学院の運営と改善・向上.....	46
終 章	53

序 章

2019 年度からの本専攻の第二期中長期ビジョン（本学は会計研究科のみを有する独立大学院であるので、これは大学としてのビジョンでもある）においては、高度会計専門職業人の養成という固有の使命をより確実・高度に進めるため、

- (1) 多様化するニーズへの対応
- (2) 教育の質の向上への取り組み
- (3) 教育研究施設の充実
- (4) 学園グループ校への接続の強化
- (5) 継続的な事業活動のための財政基盤の確保

の5つをビジョンとして掲げ、それらを実現するための具体的な取り組み（アクションプラン）をまとめたが、その実行にあたり中心的な役割を担った戦略は、「税理士志望者のための論文指導（特に税法分野）の充実」と「留学生教育の充実」であった。税理士志望者は、すでに会計事務所に勤めている者も多かったため、これはまた「社会人学生教育の充実」戦略でもあったと言ってもよい。

本専攻は2014年より税理士を目指す学生のための論文指導を開始したが、経営母体である大原学園のこれまでの長きにわたる活動によって、簿記・会計・税務といった領域の教育活動において明確なパブリックイメージが出来ていること、また本専攻には、大原学園の専門学校の税理士受験講座を無料受講できる支援制度があったことから、本専攻に対する税理士志望者の潜在的需要は大きかったと言える。加えて、2019年度の校舎移転を始め、彼らを受け入れる体制や施設の整備（後述）を積極的に行ったこともあり、論文指導開始以降、税理士志望者は順調に増加した。それに伴い、教育課程においても様々な改善が行われた。

2016年度には、租税法系授業科目として、従前の「租税法総論」「法人税法」「所得税法」「消費税法」「租税法総論演習」「法人税法演習」「所得税法演習」「消費税法演習」に加え、「相続税法」「国際租税法」を新たに開講し、さらに2018年度には、財務会計系科目の「税務会計Ⅰ」「税務会計Ⅱ」「税務会計演習」を新規開講した。これら税法関連授業科目の豊富さは本専攻の特色の一つである。

続けて、2019年度からの第二期中長期ビジョンにおける取り組みとして、論文指導の質を向上させ担保するための以下のような方策が導入された。

・修士論文講習会の開始（2019年）

論文を初めて書く学生も多かったため、入学直後に集合講習会を実施し、研究するということの心構えから、論文作成の進め方、資料の集め方、論文構成の基本、引用の仕方、剽窃・盗用への注意などを教示した。

・論文形式指導補助者の設置（2020年）

指導教員とは別に、論文の形式面、体裁等について学生からの要望があれば、相談、助言、チェック等を行う論文形式指導補助者を設けた。

- ・ 論文中間報告会の開始 (2021 年)

2 年次の秋学期が始まる直前に、論文中間報告会を行うこととした。

- ・ 研究倫理 e-learning の受講義務化 (2022 年)

日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」(大学院生用)を受講させ、修了証の提出を義務付けた。

中長期ビジョンは 5 年を目安として取り組んでいるが、2023 年度には論文が完成せず修了延長に至った学生が数多く生じたため、次の 2 つの対策を早々に決定し、2024 年度からの第三期中長期ビジョンのアクションプランの一環としてすでに取り組んでいる。

- ・ 研究支援室の設置 (2024 年)

学生をきめ細かくサポートする必要性を再認識し、学習、研究に関する相談に対処する研究支援室を開設した。

- ・ 論文進捗度の把握 (2024 年)

計画的に修士論文を作成できるよう、進捗管理を指導教員に依存するのではなく、1 年次から各学期の終了時に修士論文の進捗状況について、指導教員の評価及び学生の自己評価を収集する。評価が芳しくない学生については個別の面談を実施し、早期解決が図れる体制を構築する。

以上のように、論文指導開始当初は担当教員の裁量に任せていた論文指導を、担当教員と研究科が一体となって学生の論文作成を指導する仕組みに徐々に改編し、論文指導の質の向上が図られている。

また、教員編成においては、論文の質を維持するためには指導教員一人あたり一学年 5 名程度の担当が限界との考えを遵守したことから、税法の論文指導には多くの担当教員が必要となったが、論文指導のみの職務で専任教員を雇用することは現実的ではないため、その多くを客員教員の雇用で対応した。第二期中長期ビジョンが策定された 2019 年度以降、新規に採用した客員教員は延べ 10 名に及び、2024 年度現在、税法論文担当教員は、専任教員 3 名、客員教員 9 名である。客員教員の採用にあたっては、客員教授等選考規程においてその資格基準が専任教員と同等であることを定めている。もともと本専攻においては、税法担当専任教員は全員が実務家教員であったこともあり、論文指導開始当初は、実務家教員で他大学院での論文指導歴も長い者が中心となっていたが、その後、客員教員を採用するにあたっては、研究者教員の採用を徐々に増やし、現在では論文指導においても、実務家教員と研究者教員がバランスよく配置されている。また、税理士志望者が増加するとともに女性の入学者も増加してきたこともあり、2025 年度からは女性の税法専任教員を 1 名採用する予定である。以上のように教員の編成においても改善が見られる。

一方、高度会計専門職業人を目指す留学生については、公認会計士や税理士よりも資格がとりやすい U S C P A (米国公認会計士) に目標を誘導するとともに、英語系科目の再編を行った。2022 年度には、従前の「英文会計」に加えて、「米国財務諸表論」「米国監査論」を

開講し、USCPAを目指す学生のためのカリキュラムを充実させている。

「税理士志望者のための論文指導（特に税法分野）の充実」「留学生教育の充実」あるいは「社会人学生教育の充実」戦略の第一の目的は、もちろん先に述べた第二期中長期ビジョンの「(1)多様化するニーズへの対応」にあり、これは、高度会計専門職業人を養成し輩出するという本専攻の固有の目的から当然の使命である。また、これは上に述べたように「(2)教育の質の向上への取り組み」を当然に伴うものである。さらには、本専攻（本学）は開学当初より慢性的な収支赤字にあったことから、中長期ビジョンの「(5)継続的な事業活動のための財政基盤の確保」は、教育の質を維持するためにも喫緊の課題であり、税理士志望者と留学生、社会人学生を確保して入学定員を増加させることはその重要な戦略でもあった。そのために、上に述べたような教育課程や教員編成上の改善・向上とともに、

- ・土曜日開講科目の増加や授業時間帯の夜間へのシフトなど社会人が履修しやすい環境整備

- ・魅力あるホームページへの改訂、出願書類のダウンロード化による利便性の改善

- ・個別相談会および校舎見学会の回数増加

- ・会計事務所へのDM、訪問

- ・留学生特別入試の回数増加、留学生用入試説明相談会・留学生向けオープンキャンパスの実施、都下日本語学校訪問

など、志願者数増加のための活動を積極的に行った結果、税理士希望、留学生、および社会人の志願者増加により毎年入学定員を常に上回る志願者を得る見込みが立つようになり、開学当初には30名だった入学定員を2022年度には60名にまで増加させることができ、以降これを充足させている。この結果、収支差額は改善し、2022年度には、私立大学等経常費補助金の給付を含めてではあるが、大学単体の収支差額は初めてプラスに転じている。

このように、2019年度からの本専攻の第二期中長期ビジョンは、「税理士志望者のための論文指導（特に税法分野）の充実」「留学生教育の充実」あるいは「社会人学生教育の充実」戦略のもと、一定の成果をあげたと考えられる。2024年度からは、これらの取り組みを引き継ぎさらに発展させるため、次のように第三期中長期ビジョンを定めている。

- (1) 多様化する学修ニーズに対応して教育目的の効果的な達成を目指す

- (2) 教育の質の向上に取り組む

- (3) 教育研究施設の更なる充実に努める

- (4) 学園グループ校との連携を強化して高度会計専門職業人を数多く養成する

- (5) 継続的な事業活動のため財政基盤を強化する

本専攻の理念、教育目的、人材養成方針のより確実な実現に向け、教学組織、事務組織、法人組織の適切な連携体制のもとに、教職員が一丸となってさらに実効性のある改革に取り組み始めたところである。

本章

1 使命・目的

・項目:目的の設定

評価の視点	
1-1	経営系専門職大学院が担う基本的使命の下、設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院固有の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。

<現状の説明>

大原大学院大学は会計研究科会計専攻（以下、本専攻という。）の1研究科1専攻のみを設置する会計専門職大学院であり、本専攻の理念・目的については、次のように設定している。

「1. 理念

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、我が国の経済発展に寄与することを目的として、2006（平成18）年に大原大学院大学を設置しました。大原学園は創立以来、多くの公認会計士及び税理士等を世に送り出してきましたが、これからは会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を大原大学院大学から輩出することが使命と考えています。

本学はこのように、大原学園の建学の精神と伝統を継承して開学しましたが、時代の進展と社会の要請を踏まえ、『学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する』ことを教育の理念とします。すなわち、『学術的研究の実践』、『実務的技能の習得』、『職業倫理の醸成』を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献することを目指します。

2. 教育上の目的

今日、会計の果たす社会的責任はいつそう重要性を増しています。また、企業活動の国際化、IT技術の進展に伴い、会計諸基準を国際的標準に合わせることは重要なテーマとなってきています。さらに、名門企業の粉飾決算などが発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性、我が国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題となっています。一方、税務に目を向けると、独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ることが必要です。こうした課題に応えるためにも学術的研究と実務的スキルを高度に兼ね備え、加えて職業倫理観を合わせ持った高度会計専門職業人の養成がなにより必要となってきました。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的といたします。」

経営系専門職大学院には、基本的な使命（Mission）として、優れた経営者、起業家、高度専門職業人、その他ビジネスパーソンの育成に向けて、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識・技能を身に付け、リーダーシップや高い職業倫理観、グローバルな視野をもった人材の養成によって社会の持続的発展に寄与することが課されている。本専攻は会計専門職大学院として、会計分野における高度専門職業人の養成を固有の目的としている。より具体的には、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い職業倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍しうる人材の養成を目的としている。

このような本専攻固有の目的は、会計監査の質的向上に貢献しうる人材を養成し、企業会計の公正性の確保を通じて企業活動、さらには我が国経済の信頼性を保つことにつながる。またそれとともに、独立した公正な立場から納税義務の適正な実現を図ることに貢献しうる人材を養成することにもつながる。このように、本専攻固有の目的は、目指す人材養成等の方向性を明確に示すものである。またそれとともに、固有の目的に示された人材の養成を通じて、我が国経済の信頼性確保、健全な発展に寄与するものであり、本専攻の存在価値を明確に示すものである。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：大学案内（2025年4月入学用）p. 26 大原大学院大学の理念、教育上の目的
- ・添付資料 1-2：2024年度会計研究科ガイドブック（2024年度4月入学生用）
p. 1 I 1. 概要
- ・添付資料 一：大原大学院大学ホームページ
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/outline.html#a03>)
→ 大学院概要（理念・目的）

・項目：中・長期ビジョン, 戦略

評価の視点	
1-2	当該専門職大学院の目的を実現すべく、中・長期ビジョン及びそれに係る資源配分、組織能力、価値向上などを方向付ける実効性のある戦略を策定し、実行していること。

<現状の説明>

本専攻は、固有の目的を実現していくため、第三期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、取り組んでいる。

本専攻では2013年度に中長期ビジョンを策定し、開学当初の公認会計士養成に重点を置

いた教育方針を転換し、税理士養成にも努めることで、開学以来続いていた収容定員の未充足の改善を目指し、教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組んできた。

その後 2019 年度に第二期中長期ビジョンを策定したが、そこにおいては以下の 5 つの項目を中長期ビジョンとして掲げた。

- (1) 多様化するニーズへの対応
- (2) 教育の質の向上への取組み
- (3) 教育研究施設の充実
- (4) 学園グループ校との接続の強化
- (5) 継続的な事業活動のための財政基盤の確保

そして、各項目について、以下の取組みを実施してきた。

- (1) 多様化するニーズへの対応について

本学園グループが資格試験対策講座を運営している強みを活かし、大学院の研究と資格試験対策の両立を、大学院の研究に支障をきたさないよう適切に指導できる体制を整備した。本専攻の学生には、本学園グループが実施している資格試験対策講座を無料で受講できる経済的支援制度を設けているが、当該制度を利用する際には、事前に学生との面談を行い、大学院での受講状況や資格試験対策講座のカリキュラムを確認の上、無理なく両立できる学習プランを提示している。

- (2) 教育の質の向上への取組みについて

本専攻の学生は、学園グループの税理士試験対策講座を無料で受講できる経済的支援制度を利用することができ、確実かつ早期に税理士の資格取得を目指す層からの志望が拡大している。修士論文の作成希望者の増加をふまえ、修士論文指導体制を充実させるため、以下の取組みを実施した。

- ① 修士論文講習会の開始（2019 年）
- ② 論文形式指導補助者の設置（2020 年）
- ③ 論文中間報告会の開始（2021 年）
- ④ 研究倫理 e-learning の受講義務化（2022 年）

- (3) 教育研究施設の充実について

- ① 多目的トイレの設置、教室の引き戸等、バリアフリーへの配慮を実行した。
- ② 本専攻独自の校舎への移転を実現し、全館 Wi-Fi を導入した。
- ③ 学生数増加に対応するため、ゼミ室及びトイレの拡張工事を実施した。

- (4) 学園グループ校との接続の強化について

2021 年度より、学園グループ校に在籍する日本人学生及び留学生を対象に、学園内推薦入試を導入した。

- (5) 継続的な事業活動のための財政基盤の確保について

入学定員を段階的に増員しつつ、定員充足を継続的に実現できるよう、積極的な学生

募集を実施した。

こうした取り組みを引き継ぎつつ、本専攻の理念、教育目的、人材養成方針のより確実な実現に向け、2024年度に第三期中長期ビジョンとアクションプランを策定し、教学組織、事務組織、法人組織の適切な連携体制のもとに、教職員が一丸となって実効性のある改革に取り組んでいる。

その取り組みとして、次の5つのビジョンを明示し、これらを具現化するためのアクションプランを明示し計画的に推進している。

- ・ 多様化する学修ニーズに対応して教育目的の効果的な達成を目指す
- ・ 教育の質の向上に取り組む
- ・ 教育研究施設の更なる充実に努める
- ・ 学園グループ校との連携を強化して高度会計専門職業人を数多く養成する
- ・ 継続的な事業活動のため財政基盤を強化する

「第三期中長期ビジョンとアクションプラン」は、実施に向けた研究・検討を順次行っており、その中で特に進捗が見られる取り組みは下記のとおりである。

- ・ 会計研究と資格試験受験勉強の両立を目指すキャリア形成ニーズに応える
- ・ 修士論文作成の指導体制の充実
- ・ G P Aを利用した学修成果の継続的把握と指導体制整備
- ・ 学園グループ校との連携の強化
- ・ 入学定員の増加と定員充足

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-1：大学案内（2025年4月入学用） p.22 無料受講制度
- ・ 添付資料 1-3：第三期中長期ビジョンとアクションプラン
- ・ 添付資料 1-4：教授会議事要録（抜粋）2024年12月
「第三期中長期ビジョンとアクションプランについて」
- ・ 添付資料 1-5：教授会議事要録（抜粋）2024年7月
「修士論文進捗状況調査について」
- ・ 添付資料 1-6：教授会議事要録（抜粋）2024年3月
「G P A制度に関する規程について」

【大項目1の現状に対する点検・評価】

（1）長所と問題点

- ① 会計研究と資格試験受験勉強の両立を目指すキャリア形成ニーズへの対応

本学園グループが資格試験対策講座を運営しており、本専攻の学生は、学園グループが運営する資格試験対策講座を無料で受講できる経済的支援制度を利用することがで

きる。加えて、本専攻の校舎と資格試験対策講座の校舎が徒歩圏内にあることから、経済的な面だけでなく、地理的・時間的な面からも会計研究と資格試験の受験勉強が両立しやすい環境が整っていると見える。この点は本専攻の大きな長所であり、このような長所が評価された結果、近年では確実かつ早期に税理士の資格取得を目指す層からの志望が拡大している。

② 入学定員の増加と定員充足

第二期中長期ビジョンとアクションプランを策定した 2019 年度当時においては、入学定員を開学当初の 30 名から 35 名に増加したものの入学者数は 32 名と、入学定員を下回る状況であった。本専攻単体としての収支差額はマイナスであり、法人本部による内部補填が必要な状況であった。第二期中長期ビジョンとアクションプランにおいては、本専攻が継続的な事業活動のための財政基盤を自ら確保すべく、積極的な学生募集により入学者増を実現するとともに、入学定員の段階的な増員をプランとして掲げていた。

このプランに従い、入学定員を 2021 年度に 45 名、2022 年度に 60 名へと増員しつつ、2020 年度～2024 年度の各年度においては下記の表のように継続的に定員を充足している。

年度	入学定員	入学者数	定員充足率
2020	35	44	126%
2021	45	58	129%
2022	60	62	103%
2023	60	67	112%
2024	60	72	120%

上記状況を踏まえ、2025 年度からは入学定員を 70 名に増員しているが、2025 年度入学者向けの入試では、過去最多であった前年度を上回り、入学定員 70 名を上回る 78 名の入学者が確保できる見込みである。このような志願者数増加の背景として、本専攻の教育内容、教育環境が市場において理解され、評価されている点が挙げられる。本専攻の特徴点を的確に市場に伝達し、浸透させることができる点も本専攻の長所と考えることができる。

③ 修士論文作成の指導体制の充実

税理士試験の科目免除の申請が可能となるよう、修士論文の作成に取り組む学生に対して、組織的な修士論文指導体制の充実に取り組んできた。2019 年度より修士論文講習会を開始し、2020 年度には論文の形式面でのチェックや助言を行う論文形式指導補助者の設置を行った。加えて 2021 年度には、修士論文の中間報告会を設け、2022 年度からは日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」(大学院生用)を受講させ、修了証の提出

を義務付けている。

このような取り組みを導入したものの、2023年度においては修士論文を完成させることができずに修了年度の延長に至った学生が13名発生した。修士論文の作成を希望する学生に対しては、2年次の9月に修士論文の中間報告会を行っているが、この報告会が終了した後、修士論文の提出期限である1月中旬までの期間については、論文完成に向けての進捗管理を指導教員に依存する割合が高くなっており、組織的にサポートできる体制を十分に整備できていなかった。この点が現状における本専攻の大きな問題点であると捉えている。

④ GPAを利用した学修成果の継続的把握と指導体制整備

2024年度入学生より、修了要件として必要単位数(44単位)を修得することとともに、累積GPA1.50以上という成績基準を追加している。1年次春学期より、累積GPAが低迷する学生については個別に面談を行い、現状把握と今後の学習計画に関する指導を実施している。2024年度秋学期時点の累積GPAを確認すると、面談を実施した学生の9割以上が春学期時点よりも累積GPAの数値が改善している。このような個々の学生の状況を踏まえたきめ細かな指導が行える点も、本専攻の長所と考えられる。

⑤ 学園グループ校との連携の強化

2025年4月より、本学園グループにおいて、東京経営大学が新規に開学することとなった。2024年度においては、本専攻の図書システムを更新し、それぞれの学生が双方の研究図書を使用できる体制を構築すべく、準備を進めている。本専攻と東京経営大学の建物も徒歩圏内にあり、教員及び事務局職員の連携も図りやすい環境が整っている。この点も本専攻の長所と考えられる。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

① 会計研究と資格試験受験勉強の両立を目指すキャリア形成ニーズへの対応

本専攻においては、ディプロマ・ポリシーで掲げられた人材像に照らし、その知識・能力の裏付けとなる資格の取得を志す学生に対しては、学園グループの資格試験対策講座を無料で受講できる経済的支援制度を整備している。また、本専攻の校舎と資格試験の対策講座が実施される校舎は徒歩圏内にあり、特に時間的な制約が大きい社会人の学生にとっては、双方の学習を両立できる環境が整備されている。今後は、このような経済面、立地面の長所だけでなく、双方の担当部署間の連携をさらに強化し、資格試験対策の学習に取り組んでいる学生に対しての本専攻の魅力の訴求、本専攻で学修されている学生に対しての適切な資格試験対策プランの提示といった面を強化し、長所のさらなる伸長に取り組んでいく。

② 入学定員の増加と定員充足

2025年度より入学定員を70名に増員したが、2025年度入学向けの入試においては、入学定員の2倍を超える志願者数を確保することができた。このような志願者増加の背

景として、本専攻の教育内容、教育環境が市場において理解され、評価されている点が挙げられる。学生が増加した状況においても快適な教育環境が提供できるよう、本専攻の専用施設だけでなく、学園グループが保有する施設も有効活用する。また、地理的・時間的な制約から本専攻にて学ぶ機会が得られなかった層に対しても、メディアを活用したオンデマンド型授業や通信教育の導入を推進することで、教育機会を提供できるようにすべく取り組んでいく。

③ 修士論文作成の指導体制の充実

修士論文の作成に取り組む学生をきめ細かくサポートする必要性を再認識し、2024年度においては、学習、研究に関する相談に対処する研究支援室を設置した。修士論文の作成に取り組む学生に対しては、1年次の春学期と秋学期の終了時、及び2年次の修士論文中間報告会の終了時に、学生本人と指導教員から進捗状況についての評価書を提出させ、進捗状況の把握を行っている。そのうえで、進捗状況が芳しくないと判断された学生に対しては、研究支援員による個別面談を実施し、指導教員との橋渡しや学生のメンタル面でのサポートを行っている。今後は、研究支援員の対応スキルを蓄積・向上させ、メンタル面でのサポートに留まらず、修士論文の作成に向けたより実践的なサポートが行えるよう、取り組みを継続していく。

④ GPAを利用した学修成果の継続的把握と指導体制整備

1年次の春学期・秋学期、2年次の春学期にて継続的に学生の累積GPAを把握し、成績状況を踏まえた学習アドバイスが提供できるよう、対応スキルのアップに取り組んでいく。現状は、各学期の成績確定を待っての対応となっているが、今後はそれに留まらず、成績状況の改善を図るための履修プランも提示できるよう、指導体制の充実に向けて取り組んでいく。

⑤ 学園グループ校との連携強化

本学園グループの東京経営大学にて学んだ学生が、さらなるレベルアップを求めて本専攻での学習に進めるよう、学園内推薦入試の制度を整備するとともに、東京経営大学の学生向けに内部進学に関する相談窓口等を整備する。

また、本学園グループ校の公認会計士・税理士などを目指す会計専門職課程との連携を強化し、公認会計士や税理士の資格取得のみを目指すのではなく、会計研究を修めた高度会計専門職業人として、実務界で活躍できる人材の育成に取り組んでいく。

さらに、本学園グループ校の日本語学院や留学生の専門課程との連携を強化し、会計研究を修めた国際会計人の養成にも取り組んでいく。

2 教育課程・学習成果，学生

・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	
2-1	経営系専門職大学院が担う基本的な使命に適合し，期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また，学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め，教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。

<現状の説明>

本専攻においては，高度会計専門職業人の養成という固有の目的に即して，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている（基礎要件データ参照）。学位授与方針には，所定の修了要件を満たし，以下の目標を達成した学生に専門職学位を授与することを明示している。

- ・会計，監査，税法に関する専門的知識と実務能力を有していること。
- ・論理的な思考力，判断力，適切な表現力および国際感覚を有し，実践的な問題解決力を身に付けていること。
- ・高い職業倫理観を有し，社会的な責任を果たす使命感を身に付けていること。

また，本専攻は学位授与方針をふまえて，教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を設定している（基礎要件データ参照）。教育課程の編成・実施方針には，高度会計専門職業人として最重要な素養である会計職業倫理を必修科目とすること，高度会計専門職業人としての知識・技能を備えるために必須の，財務会計系，管理会計系，監査系，租税法系，および法律系の科目を選択必修科目とすること，そして，段階的に学修することで，その知識・技能を実務に的確に反映させることのできる能力を身に付けていくことを定めている。これは，高度会計専門職業人が有すべき知識・技能，能力，心構え等を備える者に学位を与えるとする学位授与方針に整合的であり，そのための教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明している。（評価の視点 2 - 1）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：2024 年度会計研究科ガイドブック
 - p.1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について
 - p.4 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について
- ・添付資料 一：大原大学院大学ホームページ
 - 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/class.html>)
 - 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/curriculum.html>)

・項目：教育課程の設計と授業科目

評価の視点	
2-2	固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、学術理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。 （1）企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）を修得させる科目を配置していること。 （2）優れたビジネスパーソンの養成に必要な思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、リーダーシップや高い職業倫理観、グローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成していること。
2-3	固有の目的の実現に向けた戦略に基づき、各経営系専門職大学院の特色を反映した教育課程を編成するとともに、効果的な教育方法を用いていること。
2-4	遠隔教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。
2-5	授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。

<現状の説明>

教育課程の編成・実施方針にもとづき、本専攻は、財務会計系、管理会計系、監査系、租税法系、法律系、経済・経営系、情報・統計系、関連科目系の8つの系において、計63の授業科目を以下のように配置している。

まず、会計学あるいは租税法に関する専門的知識・技能を深く修得できるように、会計の主要分野として、財務会計系19科目、管理会計系6科目、監査系7科目、租税法系10科目を配置し、これらの分野から多くの学習ができるように配慮している。次に周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目として、会社法を中心とする法律系8科目、経済・経営系9科目、情報・統計系3科目を配置するとともに、会計大学院協会との連携において関連科目系1科目を配置している。

本専攻では、養成する高度会計専門職業人の人材像として、公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務のスペシャリストの3つを掲げており、学生の志望する人材像によって授業科目の相対的な重要度は異なる。したがって、必修科目は監査系科目の「会計職業倫理」1科目のみとし、選択必修科目も財務会計系科目4単位（2科目）以上、管理会計系科目2単位（1科目）以上、「会計職業倫理」を除く監査系科目2単位（1科目）以上、租税法科目2単位（1科目）以上、法律系科目2単位（1科目）にとどめ、学生が幅広く自由に授業科目の選択を行えるように配慮している。ただし、会計専門職として職務を遂行するために必要な、分析力、論理的な思考能力、表現力、問題解決力等の開発を目的として、演習科目を2年次の春・秋学期それぞれに選択必修科目として位置付けている。

これら8つの系の科目はそれぞれ、基本科目群(16科目)、発展科目群(25科目)、応用・実践科目群(22科目)の3段階に編成されている。基本科目は学部レベルでの知識の確認と会計専門職業人として最低限必要とされる知識のインプットが中心となるが、会計専門職業人にとって必須の簿記処理については計算問題演習をふんだんに取り入れた授業等も行われている。次に、発展科目群には、基本科目群の授業科目を履修あるいはその知識があることを前提として、より高度な知識と技能を習得するための授業のほか、財務会計系において「国際会計」「IFRS会計」「英文会計」「米国財務会計論」、監査論系において「米国監査論」、租税法系において「国際租税法」等の国際性を醸成するための科目や、職業会計人としての倫理観、使命感を学ぶ「会計職業倫理」といった科目が用意されている。さらに、応用・実践科目群では、現場での独自の判断力、論理的な思考力、問題解決力を養成することを目的とする演習科目を中心に、事例や判例などを研究題材として学生にディスカッションやプレゼンテーションを行わせる授業が多く行われるほか、PCを使用した実習等が行われ、専門職学位課程に必須の「理論と実務の架橋」を図る教育手法がとられている。

教育課程編成一覧(2024年度カリキュラム)

科目分類	開講科目数	段階別科目数			
		基本科目	発展科目	応用・実践科目	
				うち演習科目	
財務会計系	19	5	7	7	6
管理会計系	6	1	3	2	2
監査系	7	1	3	3	2
法律系	8	5	1	2	2
租税法系	10	1	5	4	4
経済・経営系	9	2	5	2	2
情報・統計系	3	1	1	1	0
関連科目系	1	-	-	1	0
合計	63	16	25	22	
				18	
研究指導(会計学)	4				
研究指導(税法)	4				

段階別科目配当年次(2024年度カリキュラム)

段階	開講科目数	配当年次			
		1年次春学期	1年次秋学期	2年次春学期	2年次秋学期

基本科目	16	13	3	0	0
発展科目	25	4	12	7	2
応用・実践科目	22	0	0	8	14

基本科目はおおむね1年次に、発展科目と応用・実践科目はおおむね2年次に配置され、学生は基本科目から発展科目、応用・実践科目へと履修していくことで、断片的にではなく体系的に、また基本的論点から発展的論点の修得そして実務への応用へと段階的に学習を進めていくことが可能となっている。ただし、本専攻の学生は大学新卒、社会人、あるいは留学生など、多様なバックグラウンドを有しているため、発展科目と応用・実践科目については「1年次・2年次配当科目」と称して、能力的に履修が可能な学生については1年次より履修することもできるようにしている。

以上の8つの分野の授業科目の編成とは別に、修士論文の作成を指導するための研究指導科目を配置している。本専攻では、税理士を志望する学生で特に希望する者に対しては、修士論文作成の指導を行っており、分野は会計学（財務会計分野に限る）と税法で、選択により修士論文を作成し学位を得ようとする者は、選択必修科目として各学期に配当された研究指導科目「論文指導Ⅰ～Ⅳ」4科目を履修しなければならない。

以上のように、学位授与方針に定める、高度会計専門職業人が有すべき知識・技能、能力、心構え等について体系的・段階的に習得できるように、会計・税法分野を中心として必要な授業科目を開設し、教育課程を編成している。（評価の視点2-2）

2019年度からの本専攻の第二期中長期ビジョンにおいては、高度会計専門職業人の養成という固有の目的をより確実・高度に進めるため、(1)多様化するニーズへの対応、(2)教育の質の向上への取り組み、(3)教育研究施設の充実、(4)学園グループ校への接続の強化、(5)継続的な事業活動のための財政基盤の確保、を目標に掲げたが、それらを実現する戦略として中心的な役割を担ったのは、「税理士志望者のための論文指導（特に税法分野）の充実」と「留学生教育の充実」である。本専攻は2014年から論文指導を開始したが、当初は人数も少なかったことから指導を担当教員の裁量に任せ、組織的に指導する仕組みは整備されていなかった。論文指導を開始するや税理士志望者は急増し、彼らを受け入れる体制や施設の整備とともに、教学面においても質を向上させ担保するための改善が行われた。以下に列挙する。

・租税法系授業科目の増設（2016年）

それまでの「租税法総論」「法人税法」「所得税法」「消費税法」とそれらの「演習科目」に加え、「相続税法」「国際租税法」を新たに開講した。2018年から開講した財務会計系科目の「税務会計Ⅰ」「税務会計Ⅱ」「税務会計演習」と合わせ、税法関連授業科目の豊富さは本専攻の特色である。

・修士論文講習会の開始（2019年）

入学直後に集合講習会を実施し、研究するという心の構えから、論文作成の進め方、資料の集め方、論文構成の基本、引用の仕方、剽窃・盗用への注意などを教示した。

・論文形式指導補助者の設置（2020年）

指導教員とは別に、論文の形式面、体裁等について学生からの要望があれば、相談、助言、チェック等を行う論文形式指導補助者を設けた。

・論文中間報告会の開始（2021年）

2年次の秋学期が始まる直前に、論文中間報告会を行うこととした。

・研究倫理 e-learning の受講義務化（2022年）

日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」（大学院生用）を受講させ、修了証の提出を義務付けた。

・研究支援室の設置（2024年）

2023年度に多くの論文未提出者が発生したことにより、学生をきめ細かくサポートする必要性を再認識し、学習、研究に関する相談に対処する研究支援室を開設した。

・論文進捗度の把握（2024年）

同じく、計画的に修士論文を作成できるよう、1年次から各学期の終了時に修士論文の進捗状況について、指導教員の評価及び学生の自己評価を収集する。評価が芳しくない学生については個別の面談を実施し、早期解決が図れる体制を構築する。

一方、高度会計専門職業人を目指す留学生については、公認会計士や税理士よりも資格がとりやすいUSCPA（米国公認会計士）に目標を誘導するとともに、英語系科目の再編を行った。2022年には、それまでの「英文会計」に加えて、「米国財務会計論」「米国監査論」を開講し、USCPAを目指す学生のためのカリキュラムを充実させている。（評価の視点2-3）

本専攻では対面授業を原則としており、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年から2021年の一時期を除いて遠隔授業やe-learningによる授業は実施していない。（評価の視点2-4）

本専攻は、昼夜開講制を採用しており、授業時間帯は次のようになっている。

昼間	第1限	9:30 ~ 11:00
	第2限	11:10 ~ 12:40
	第3限	13:30 ~ 15:00
	第4限	15:10 ~ 16:40
	第5限	16:50 ~ 18:20
夜間	第6限	18:30 ~ 20:00
	第7限	20:10 ~ 21:40

昼間を中心に学習する場合には、月曜日から金曜日までの第1限から第5限に、夜間を

中心に学習する場合には、月曜日から金曜日までの第 6 限・第 7 限および土曜日第 1 限から第 4 限に授業科目が配置され、財務会計系、管理会計系、監査系、租税法系の主要 4 系統の科目と法律系科目については、原則として昼夜両方開講される。また、修士論文の作成を希望する学生には、原則として土曜日の第 1 限から第 4 限に研究指導科目が配置される（昼夜合同）。また、どの時間帯でも履修登録は可能であるので、昼間中心の学生でも科目によっては夜間に履修することができ、また逆も可能である。以上のように本専攻は、社会人の学生も仕事と両立させながら学べ、また学生がライフスタイルに合わせて無理なくフレキシブルに履修が可能となるよう工夫している。

本学の修了要件単位数は 44 単位であるが、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるように、1 年間の履修登録できる上限を 36 単位と定めている（基礎要件データ参照）。これは、年間平均して週 9 科目、したがって予習・復習時間を含めて学習時間にして週 50 時間程度であり、無理のない上限として適切な設定である。（評価の視点 2-5）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：2024 年度会計研究科ガイドブック
 - p.1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について
 - p.4 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について
 - p.10 2024 年度度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
 - p.12 シラバス
- ・添付資料 2-9：修士論文講習会資料
- ・添付資料 2-10：修士論文評価シート

・項目：教育の実施

評価の視点	
2-6	学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。
2-7	下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援
2-8	教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適切な学生数で利用されていること。
2-9	自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。

2-10	図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要かつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。
2-11	学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。

<現状の説明>

高度の専門性が求められる職業においては、実務の遂行にあたって高度の知識や技能はもとより、優れた思考力や分析力、問題解決力などが強く要求されるのであり、そのためには、事例研究や実地教育など、適切な方法により授業が行われる必要がある。本専攻においても、学則第14条第2項にその旨が明確に定められており、発展科目や応用・実践科目においては、講義形式の授業は少ない。特に、各系の「演習科目」は、そのほとんどが、事例研究と、それに伴うプレゼンテーション、ディスカッション等を取り入れた能動的な授業となっており、実務的な内容を学術的な理論体系の中でどのように理解していくかに重きを置くことで、現場での分析力、問題解決力、あるいは表現力といった必須の能力を養うために適切な授業となっている。また、「統計学概論」「会計情報システム論」「IT利用監査」などの情報・統計系の授業科目ではいずれもPCを用いた実習が行われており、実務に必要なITリテラシーの醸成を図っている。

また、正課授業ではないが、主に公認会計士志望の学生を対象に、会計大学院協会の主導する監査法人のインターンシップ（キャリア教育）に参加することができる。ただし、本専攻では学生の大多数が税理士志望者であり、またすでに会計事務所等で働いている社会人学生でもあるため、当該インターンシップ（キャリア教育）の参加実績は多くはない。

インターンシップ（キャリア教育）参加実績

実施年度	参加人数
2019年度	(5)
2020年度	(2)
2021年度	10
2022年度	3
2023年度	5

2019年度及び2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となったため、参加予定であった人数。

授業におけるゲスト・スピーカーの招聘については、制度が整備されていなかったこともあり、2023年度までは実績がなかった。が、2024年度に入り、授業を補完し本専攻の教育活動の一層の充実を図ることを目的として、ゲスト・スピーカーの招聘に関連する規程が整備され、2024年12月現在、監査系科目と経済・経営系科目において2件の実績がある。（評

価の視点 2-6)

学生が円滑に学習に取り組めるための仕組みとしては以下のようなものがある。まず、授業のシラバスは、年度初めに学生に web 配付されるガイドブックに、その年度の春・秋学期の授業科目すべてを掲載している。シラバスには、各授業科目について、(1) 授業概要、(2) 達成目標、(3) 授業方法、(4) 事前・事後学習、(5) 成績評価の方法、(6) フィードバックの方法、(7) 履修上の注意、(8) 全 15 回の各回の授業計画、(9) テキスト、(10) 参考図書、が記載され、学生が履修登録の参考とし、また学習成果をあげるための予習・復習等授業準備に活用できるようにしている。また、シラバスの他にも、各系の授業科目体系の説明動画や、公認会計士や税理士などそれぞれの進路に合わせた履修モデル等が用意され、新学期開始前には学生向けオリエンテーションにおいて履修説明がなされ、また 1 年次生と 2 年次生の懇親会が催されるなど、効果的に学習成果をあげられる科目履修の方法を模索することが可能となっている。さらに、本専攻においては担任制度がとられており、広く学生生活に関する相談の一環として、学生担任が個別に履修指導、予習・復習等に係る事項を始め、授業全般について相談・支援を行っていたが、入学定員の拡大に伴い論文作成を希望する学生が増加してきた経緯もあり、2024 年度からはあらたに研究支援室を設け、研究支援員が学生担任と連携して、学習、研究に関する相談に対処する制度を整備している。また、週 1 回程度各教員にオフィスアワーが設定され、各授業の学習について担当教員に直接相談できる機会が設けられている。(評価の視点 2-7)

本専攻の校舎は、開学以来大原学園 10 号館（東京都千代田区西神田二丁目 2 番 10 号）2 階・3 階部分、及び大原学園 1 号館（東京都千代田区西神田一丁目 2 番 10 号）3 階及び 5 階部分を使用していたが、2019 年 4 月 1 日より、上記 10 号館の施設を上記 1 号館へ移転し、移転後はすべての施設が 1 号館（2 階から 7 階）となっている。大学院の全ての施設を移設することで、使用建物が 1 棟に統合され、学生及び教員の利便性が向上し、学生が集中して学習できる環境が整い、また、大学院大学専用施設としての独立性が確保されることで大学院のためのより優れた校舎運営が可能となっている。

講義用の教室は 3 教室（60 名、30 名、24 名が収容可能）設置しており、演習室は講義用の教室とは別に 5 教室（12 名、12 名、8 名、8 名、8 名が収容可能）設置している。演習室は演習科目の講義や修士論文の指導用として利用している。各科目の履修人数の平均は、講義科目で 16.7 人、演習科目及び論文指導で 5.2 人である。2025 年度より入学定員を 60 名から 70 名に増員することが決まっているが、これを加味しても履修人数の平均は、講義科目で 19.5 人、演習科目で 6.1 人と試算される。以上より、講義科目、演習科目及び論文指導ともに、適切な学生数で利用される環境が整っている。(評価の視点 2-8)

専用自習室の設置はないものの、月曜～金曜は 10:00～21:30 まで、演習室の 2 教室（8 席×2 教室＝16 席）を自習室として開放している。また、講義用の教室のうち 1 教室（24 席）についても、講義で使用していない時間帯については自習室として開放している。建物

内には無線 LAN も配備されており、学生は自己のパソコンを利用しながら自習を行うことができる。また、パソコンを所有していない学生のために、貸出用のパソコンを5台用意している。学生ラウンジは16席用意されており、学生同士が学習上の情報交換をする場所として利用できるようにしている。これらを通じて、学生の学習効果を高められるようにしている。(評価の視点2-9)

次に、図書室の状況は以下のとおりである。

(1) 図書等の状況

2024年11月末現在の蔵書などは下記のとおりである。

① 蔵書 8,019 冊 (和書 7,634 冊 洋書 385 冊)

分 類		図書数	和書数	洋書数	
000	総記	22 冊	16 冊	6 冊	
100	哲学・宗教	10	9	1	
200	歴史・地理	13	9	4	
300	320 法律	324 民法	136	136	0
		325 商法	509	496	13
		その他	214	207	7
		小 計	859	839	20
	330 経済	331 経済学, 経済思想	109	103	6
		333 経済政策, 国際経済	112	112	0
		335 企業, 経営	517	454	63
		336 経営管理	3,393	3,220	173
		338 金融, 銀行, 信託	625	590	35
		その他	66	61	5
	小 計	4,822	4,540	282	
	340 財政	341 財政学, 財政思想	56	56	0
		345 租税	1,469	1,464	5
		その他	73	69	4
		小 計	1598	1589	9
	350	統計	11	10	1
360	社会	116	113	3	
370	教育	49	48	1	
380	風俗習慣, 民俗学, 民族学	2	0	2	
その他	0	0	0		
計	7,457	7,139	318		
400	自然科学	65	63	2	
500	技術, 工学	193	165	28	
600	産業	234	208	26	
700	芸術, 美術	4	4	0	
800	言語	16	16	0	
900	文学	5	5	0	
合 計		8,019	7,634	385	

図書の選定にあたっては、特に修士論文作成の参考文献になりうるものを中心に、教員の要望を踏まえて随時購入している。また、教員・学生から図書購入の要望があれば、随時購入し、対応している。

2019年3月末の時点と比較すると、蔵書については和書1,934冊が増加している。また、2025年4月より大原学園グループにて東京経営大学が開学となるが、本専攻の学生は東京経営大学の図書等も利用できるよう、準備を進めている。これにより学習及び教育研究活動に活用できる図書等が飛躍的に増加する見込みである。

② 雑誌：21種（和雑誌：20種 洋雑誌：1種）

ア) 和雑誌 主なもの 「会計」、「ジュリスト」、「会計・監査ジャーナル」、「商事法務」、「月刊監査役」、「月刊税理」、「税経通信」

イ) 洋雑誌 「The Accounting Review」

③ 図書館情報管理システムの構築

外部の教育研究機関との学術情報相互提供システムを構築する環境として、下記のとおり図書館情報管理システムの構築を行っている。

(イ) 国立国会図書館の登録利用者制度に機関として登録し、インターネットでの郵送複写を申し込むことを可能としている。

(ロ) 図書室据え置きのパソコンからNDL-OPAC (NDL-ONLINE) で複写希望資料の検索を可能としている。

(ハ) 国立情報学研究所目録所在情報サービスが提供する「NACSIS-CAT」に参加するためのシステムを導入している。

「NACSIS-CAT」へ参加することにより、オンライン共同分担目録方式による全国規模の総合目録データベースを形成するためのシステムを構築することができる。

④ 図書管理システムの更新

2024年9月、従来の図書管理システム「情報館」をバージョンアップし「OPACシステム」を導入した。これにより外部からの蔵書の検索が容易となるだけでなく、蔵書検索トップページに新規図書購入リストや図書室営業時間、利用案内を公開し、学生に見やすく利用しやすい環境の構築を行った。

⑤ 判例データベース、電子版書籍の導入

図書室には、図書管理システム用のパソコンの他、据え置きの検索用パソコンが3台あり、このうち1台には2021年6月より、「TKC判例データベース」がインストールされている。修士論文作成にあたり、過去の判例や判例解説、参考文献の検索が出来るデータベースは必要不可欠なコンテンツであり、学生の円滑な論文作成に資するものとして導入した。その他オプションとして契約した雑誌「税務弘報」、「企業会計」、「経理情報」の電子版も閲覧可能となっている。

上記のとおり、学生や教員の学習、研究に必要なコンテンツを計画的・体系的に整備し

ている。

(2) 図書室の利用環境

図書室の開館時間は、原則として授業の実施期間（春学期・秋学期）については、社会人学生も考慮し、平日が 10:00～21:30、土曜日が 10:00～18:00 としており、授業の休業期間については、平日の 10:00～19:00 としている。年末・年始や夏期休暇その他状況に応じて通常と異なる開館状況となる場合があり、校内の掲示やホームページにて開館予定を開示している。

据え置き 4 台のほかに、貸出用のノートパソコンを 5 台用意し、学生の資料収集や論文作成等の用に供している。

修士論文を作成する学生については、租税法に関する必要な資料を利用できるようにするため、公益財団法人日本税務研究センターの学生会員として登録し、費用は本専攻が負担している。

図書室の利用規程については『図書室利用時のルール』や『データベースの利用案内』などを定めて学生の入学時や進級時のオリエンテーションで告知しており、図書の貸出しルールは 1 回あたりの貸出可能な冊数が 10 冊、貸出期間については、1 回あたり最長 2 週間とし、貸出しの継続を希望する場合は、再貸出しの手続きを行うこととしている。

(評価の視点 2-10)

学習及び教育活動のための設備については、講義室・演習室においては、パソコン等を利用し画面を投影するためのプロジェクターが利用できる環境を整えている。2 つの講義室はプロジェクターを常時設置しており、それ以外の講義室・演習室については可動式のプロジェクターを準備することにより、対応可能となっている。

すべての専任教員の研究室には LAN 配線が行われており、インターネットへの接続により研究活動に資する環境が整っている。研究室が設置されている各フロアには複合機が設置されており、各教員は必要に応じて資料の複写や出力を行うことができる。また、研究室を持たない非常勤の教員用に講師控室を用意しており、当該控室にはノートパソコンが 2 台設置されている。非常勤の教員も当該パソコンを使用して必要な資料の出力を行うことができる。加えて、講師控室には、非常勤教員用のロッカーも設置されている。

学生に対しては、入学時に 500 度数のコピーカードを配布しており、当該カードを使用することで図書室に設置されている複合機から必要な資料の複写や印刷を行うことができる。当該カードを使い切った場合には大学院事務局にてコピーカードを追加購入し、必要とする分量の複写ないし印刷ができるようにしている。また、すべての学生に対してロッカーを配備し、資料や教材等を収納できるようにしている。

講義室、演習室、図書室等、全館において無線 LAN が整備されており、学習及び教育活動に必要な十分な設備が整備され、活用されている。(評価の視点 2-11)

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：2024 年度会計研究科ガイドブック
 - p. 10 2024 年度度授業科目一覧表（授業科目年次担当表）
 - p. 12 シラバス
- ・添付資料 2-2：監査法人でのキャリア教育の実施について
- ・添付資料 1-2：2024 年度会計研究科ガイドブック
 - p. 207 大原大学院大学学年担任制規程
- ・添付資料 2-11：大原大学院大学の謝金に関する規程
- ・添付資料 2-12：オリエンテーション配布資料
- ・添付資料 1-2：2024 年度会計研究科ガイドブック
 - p. 6 履修モデル
 - p. 158 オフィスアワーの案内
- ・添付資料 一：大原大学院大学ホームページ
カリキュラム 系統別履修モデル説明動画
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/curriculum.html>)
- ・添付資料 1-2：2024 年度会計研究科ガイドブック
 - p. 163 IV 11. 学生ラウンジ・自習室利用, 12. パソコンの使用,
13. 図書室利用
- ・添付資料 2-13：自習室利用時のルール
- ・添付資料 2-14：図書室利用時のルール
- ・添付資料 2-15：図書室資料 データベース利用案内

・項目：学習成果

評価の視点	
2-12	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。
2-13	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
2-14	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。
2-15	学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。
2-16	教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあ

たつては、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。

<現状の説明>

成績の評価方法については、授業科目により適した方法が異なると考えられるため、試験及び成績評価に関する規程第3条において、

- (1) 定期試験（追試験及び再試験を含む）、その他の成績（授業内試験、レポート等）を加え総合的に評価する方法
- (2) 定期試験で評価する方法
- (3) 平常の学習状況（ゼミ形式の授業における発表等）により評価する方法

の3つを定めている。

これらの評価方法を用いて、各授業科目においてどのように評価を行うかはシラバスに明示されている。シラバスには、各授業科目の学修到達目標が、修得すべき知識・技能、能力、心構え等に関連して具体的に設定されているが、それらとともに担当教員がその到達度を測るに適切と考える評価方法が記されている。複数の評価方法を用いて総合的に成績評価を行う場合は、それぞれの評価方法が全体に及ぼす割合について明示するようにしている。ただし、同規程第9条においては、原則として授業回数の3分の2以上の出席がなければ定期試験の受験資格がない（成績評価の対象とならない）とも定めている。

次に成績の評価基準については、学則第29条第1項に、「試験その他の方法による成績評価は下記に掲げる通りとし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする」と定め、同項および試験及び成績評価に関する規程第15条第1項において、S評価は得点90点以上、A評価は得点80点以上、B評価は得点70点以上、C評価は得点60点以上、D評価は得点59点以下という基準を設けている

成績の評価基準

	評 価	得 点
評 価 基 準	S 評 価	90 点以上
	A 評 価	80 点～89 点
	B 評 価	70 点～79 点
	C 評 価	60 点～69 点
	D 評 価	59 点以下

学則第29条第2項には、「前項の成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対して、あらかじめ明示することとする」と定めており、成績評価の方法および基準については、学則と試験及び成績評価に関する規程本文をガイドブックに掲載するとともに、それとは別に、学生に十分な注意を促すため、ガイドブックに「試験・成績評価」という一章を設けて、試験の実施方法や成績評価の基準を丁寧に説明するとともに、新学期開始前に行われる学生向けオリエンテーションにおいて説明がなされている。

以上のように、本専攻においては、すべての授業において、あらかじめ明示された方法と基準に則って統一的に成績評価が行われている。さらには、各学期終了後、教務委員会より学生の単位取得状況について教授会で報告が行われ、全教員が確認している。このような手続きにより、成績評価と単位認定は公正性と厳格性を担保している。(評価の視点 2-12)

なお、試験及び成績評価に関する規程第 17 条には、成績評価に疑義がある場合、学生は調査を願い出ることができることを定めており、学生に周知している。学生は決められた期間内に質問票を大学事務局に提出し、大学事務局はそれを教務委員長および当該授業科目の担当教員に送付する。担当教員は回答書を作成し、教務委員長がこれを確認し必要に応じて担当教員と協議を行った後、学生に対して大学事務局より回答書による返答がなされる。過去 5 年間 (2019 年度～2023 年度) の実績は 4 件であり、いずれも上記の手続きにしたがって適切に処理されている。(評価の視点 2-13)

課程の修了認定については、法令にもとづき、学則第 6 条において、標準修業年限を 2 年と定め、学則第 30 条において、課程修了のためには 2 年以上在学し、かつ学則別表に掲げる授業科目について 44 単位以上を修得しなければならないことを定めている。ただし、法令にもとづき、学則第 27 条において、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学で修得した単位として認めることや、それに関連して学則第 28 条において、1 年を超えない範囲での在学期間の短縮を認めている (基礎要件データ参照)。なお、修了要件単位 44 単位の内訳としては、別に、授業科目の履修に関する規程において以下のように定めるとともに、学則別表にもこれを示している。

(1) 必修科目 会計職業倫理 2 単位

(2) 選択必修科目

① 財務会計系科目から 4 単位以上、管理会計系科目から 2 単位以上、監査系科目 (会計職業倫理を除く) から 2 単位以上、法律系科目から 2 単位以上、租税法系科目から 2 単位以上を必ず修得すること。

② 演習科目を 2 年次春学期及び秋学期に各 2 単位以上必ず修得すること。この場合、①で必ず修得することとする単位数との重複を可とする。ただし、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者はこの限りでない。

(3) 選択必修科目 (研究指導)

選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」及び「論文指導Ⅳ」の各 2 単位、計 8 単位を必ず修得すること。

また、以上とは別に、本専攻の定める授業科目の累積 GPA (グレード・ポイント・アベレージ) が 1.5 以上でなければならないこと、さらには、選択により修士論文を作成し学位を取得しようとする者は、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格

しなければならないことを定め、以上により課程を修了したことの認定は、教授会の議を経て、学長が決定することとしている。

なお、累積GPAの算出方法については、GPA制度に関する規程において以下のように定めている。

$$\text{累積GPA} = \frac{[(\text{各学期に評価を受けた履修登録科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の合計}] \text{の総和}}{(\text{各学期の履修登録科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

成績評価	評価基準	GP
S	90点以上	4.0
A	80点～89点	3.0
B	70点～79点	2.0
C	60点～69点	1.0
D	59点以下	0.0
N	試験を実施する授業科目について、試験を受験しなかったもの	0.0

学則および諸規程の本文はすべて、新年度にあたり Web 配付されるガイドブックに掲載されているが、それとは別に、学生に十分な注意を促すため、ガイドブックに「学業に関する諸事項」として一章を設けて、修了要件について丁寧に説明するとともに、新学期開始前に行われる学生向けオリエンテーションにおいて説明がなされている。

修士論文の審査手続きについては、学位規程において、次のように定めている。修士論文の審査及び最終試験は、教授会において選出された教員 3 名以上からなる審査委員会がこれを行う。審査委員会は、指導教員を主査とし、当該修士論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、教授会が特に必要と認めたときは、前項以外の教員を審査委員会に加えることができる。最終試験は、提出された修士論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口頭試問により行われる。審査委員会は合議により修士論文の審査および最終試験の合否を決定し、その結果を文書で教授会に報告する。

次に、修士論文の審査基準については、ガイドブックに明示されている。まず合格基準として、「広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を有することを示すものをもって合格とする」とし、その判定のための評価項目として、

- ・論文の題名は内容に対して適切か。
- ・問題意識は明確か。
- ・構成は適切か。
- ・先行研究に対して必要な評価（レビュー）を行っているか。
- ・論述の論理性は適切か。
- ・学術論文としての諸形式（注記，図表，参考文献等）が適切か。

をあげている。このように、教授会で選出された審査委員が統一された審査基準にもとづき

合議によって合否を判定することで、審査の客観性・厳格性が担保されている。

以上のように、本専攻においては、あらかじめ学生に明示した基準および方法によって成績評価と修了認定を行い、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与している。(評価の視点 2-14)

教育上の成果は、学位を授与された修了生が高度会計専門職業人として相応しい知識・技能、能力、心構え等を修得したことを社会に認められること、すなわち、公認会計士、税理士をはじめとする、彼らの高度会計専門職業人としての就職実績によって測定されよう。下記表のように、本専攻の修了生の就職率は 70%前後であるが、本専攻を修了しても、そもそも資格試験に合格しなければ公認会計士や税理士として活動することはできず、受験勉強に専念するため就職しない者がある程度生じることは避けられないことを勘考すれば、一定の成果は現れていると思われる。一方で、当該就職率は、もともと仕事を有している社会人学生が修了後もそのまま現職を継続するケースを含めているため、社会人学生の多い本専攻においては新規の就職者数は修了者数に比して多くはなく、就職率がそのまま本専攻の教育成果を適格に反映しているとは言い難い面もある。

新規就職者数および就職率

	修了者数	新規就職者数		就職率
		監査法人・会計事務所	その他	
2019 年度	34	5	4	73.5%
2020 年度	28	4	1	67.8%
2021 年度	37	8	3	65.6%
2022 年度	58	9	11	75.4%
2023 年度	48	5	3	68.1%

(注) 新規就職者数は、修了後新規に就職した者で公認会計士試験等の受験勉強を継続していない者の数。就職率は、社会人学生で修了後も現職を継続している者を含む。

そこで、2022 年度修了生より、修了した年の 12 月に Web アンケート調査を行って、本専攻における学びが修了後のキャリアにどのような影響を及ぼしたかを調査している。

「入学前と比べてキャリア・アップしましたか」という質問には、約 80%の修了生が「大いに思う」「少し思う」と回答し、具体的には「処遇の向上」や「社内外の評価の高まり」をあげている。また、「学びは業務において役立ちましたか」という質問には約 85%の修了生が「とても役立っている」「役立っている」と回答している。具体的には「専門的な知識が深まり、理論的な思考が身についた」「実践的な内容の講義や実務的な演習が役立った」との回答が多く、理論と実務の架橋教育が効果を上げていることが確認できる。

また、高度職業会計人としての資質をもって修了させるためには、在学中に常に学習効

果を確認し、必要に応じて指導していくことが必要である。每期実施している授業アンケートでは、教員の授業評価とは別に、学生自身に授業に対する取組みを評価させる質問項目を設けているが、「総合的評価として満足が得られた授業でしたか」という授業評価の質問項目には高い数値が得られている一方、「あなたがこの授業で目標とした事は達成されましたか」という質問項目はそれに比して低い数値が出る傾向があり、授業で想定された学習効果が必ずしも得られていないことがみてとれる。そこで、2024年度より、教育の成果を測る客観的な指標としてGPAを用いて学習指導を行うことにしている。先に述べたように、2年間の累積GPA1.50以上を修了要件としているが、それとは別に学期ごとに学期GPAを算出し、それが1.50未満の者には嚴重注意を行うとともに、学修指導計画を策定し、学生の学修指導を役立てる。(評価の視点 2-15)

教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見は欠かせない。本専攻においても、每期実施している授業アンケートにおいて、自由記述欄を設けて意見聴取をするほか、2019年度までは、年度末に修了生意見交換会を実施し、教員と修了生数名が一堂に介して2年間を通じた学修のヒアリングを行っていた。修了生からのヒアリングなどが参考となった改善例として、レポートや試験のフィードバックの推進(2019年度よりシラバスに方法を明記)、留学生や税法論文を作成する学生のための導入科目「現代日本法入門」の新設(2018年度)、社会人学生のための土曜日開講(当初は月曜日～金曜日の夜間のみ開講)、「民法」の授業における家族法の内容追加(2022年度)、などがある。新型コロナウイルス感染症の拡大により意見交換会が中止になって以降は、先に述べた修了生へのWebアンケート調査に替えているが、現状ではキャリアへの影響に関する質問事項および自由記述にとどまり、直接的に教育課程及びその内容、方法の改善・向上に資するような内容とは言い難い。Webアンケートの内容を再考するか、または再び修了生意見交換会を実施することが必要となろう。(評価の視点 2-16)

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2 : 2024 年度会計研究科ガイドブック
 - p. 183 大原大学院大学 学則
 - p. 194 大原大学院大学 学位規程
 - p. 196 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程
 - p. 203 大原大学院大学 試験及び成績評価に関する規程
 - p. 166 V 学業に関する諸事項 修了要件
 - p. 170 V 学業に関する諸事項 修士論文の作成について
 - p. 173 VI 試験・成績評価
- ・添付資料 2-16 : 大原大学院大学GPA制度に関する規程

- ・添付資料 2-17：オリエンテーション資料
- ・添付資料 2-18：成績評価に対する質問状および回答書
- ・添付資料 2-19：修了生アンケート結果
- ・添付資料 2-20：授業アンケート用紙
- ・添付資料 一：大原大学院大学ホームページ

大原大学院大学情報 教育情報等の公開 就職等の状況

(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/jyoho.html>)

・項目：学生の受け入れ

評価の視点	
2-17	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
2-18	選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。
2-19	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

<現状の説明>

本専攻は、高度会計専門職業人の養成という固有の目的の実現のために入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、求める学生像を入学試験要項に明記し、また大学案内およびホームページにおいても広く一般に公表している。（基礎要件データ参照）

入学試験要項には、続いて、具体的な選考方法について以下のように明記し、また大学案内およびホームページにおいて広く一般に公表している。

「一般入試：会計学の筆記試験（大学卒業程度の問題）、書類審査及び志望動機等や出願書類に関する面接試験により選考を行います。

自己推薦入試：所定の要件を充足する者を対象として、書類審査（自己推薦書）及び資格取得状況並びに志望動機等や出願書類に関する面接試験により選考を行います。

A O 入試：基礎学力や学習意欲等を重視し、書類審査（自己推薦書、小論文）及び志望動機等や出願書類に関する面接試験により選考を行います。

留学生特別入試：留学生を対象として、基礎学力や学習意欲等を重視し、書類審査（自己推薦書、小論文）と志望動機等や出願書類に関する面接試験により選考を行います。」

また、これとは別に、本大学の経営母体である大原学園の専門課程および日本語学校に対しては、求める学生像とともに、以下の選考方法を、同課程および同学校向けの入学試験要

項に明記している。

「学園内推薦入試：学園内の校長による推薦者を対象として、書類審査と志望動機等や出願書類に関する面接試験により選考を行います。

留学生学園内推薦入試：学園内の校長による推薦者を対象として、書類審査と志望動機等や出願書類に関する面接試験により選考を行います。」

本専攻の学位授与方針においては、高度会計専門職業人として必要な「会計、監査、税法に関する専門的知識と実務能力を有している」こと、「論理的な思考力、判断力、適切な表現力および国際感覚を有し、実践的な問題解決力を身に付けている」こと、また高度会計専門職業人として「高い職業倫理観を有し、社会的な責任を果たす使命感を身に付けている」ことを到達目標としており、入学者選抜においては、これらの知識・技能、能力、心構え等を育むに足る素養と準備の可否を確認し、学生を受け入れることとしている。

そのため、まず入学希望者が会計学あるいは税法に関して一定の学力を有しているかどうかを、各入試種別において以下のように確認している。一般入試では会計学の筆記試験を行い、自己推薦入試あるいは学園内推薦入試では日本商工会議所簿記検定 2 級以上や税理士試験科目合格等の所定の資格保有を出願の条件としている。AO入試や留学生特別入試、あるいは留学生学園内推薦入試は会計学の初学者であっても受験を認めているが、小論文、あるいは成績証明書や学校長の推薦状により基礎学力を確認した上で、非資格保有者については、入学までの期間に簿記検定 2 級相当の学力を身に付けるよう本専攻の指定する所定の方法（本学の経営母体である大原学園の簿記受験講座の無料受講など）にしたがって簿記学習を行うことを義務づけている。

また、すべての入試種別において面接試験を必須とし、合格判定においては評価の比重を高くしている。面接試験では、志望動機、会計専門職としての将来像、研究計画等についての質疑応答を行い、学生の目的達成への意思力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力など、本専攻の教育目標に沿う学習への準備が十分であることを確認している。

以上のように、本専攻においては、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明確にしている（評価の視点 2-17）

入学試験は 9 月から翌年 3 月にかけて、一般入試 1 回、自己推薦入試 5 回、AO入試 1 回、留学生特別入試 1 回、学園内推薦入試・留学生学園内推薦入試 2 回を実施し（2024 年度）、社会人、大学新卒、留学生から会計学の初心者に至るまで、会計専門職を志す者に広く門戸を開放している。各入試種別の出願資格、選抜方法、必要な出願書類および入試日程等については、入学試験要項に詳細を記載し、大学案内に同封して配付するとともに、大学院ホームページに掲載している。さらには、7 月から翌年 1 月にかけて合計 10 回の「個別

相談+校舎見学会」，および5回の総合入試説明相談会を実施し，留学生に対しては，特に留学生向けのオープンキャンパスと入試説明相談会を各1回実施している（2024年度）。これら以外にも，希望者があれば随時個別相談に応じており，入学を志望する者に対して十分な情報の入手機会と受験機会を提供している。

入学試験に関わる学生募集および入学者選抜の業務の遂行については，大原大学院大学入試・広報委員会規程の定めにしたがい，専任教員によって構成される入試・広報委員会を設置し，責任ある体制を確立している。また，入学者選抜を適切かつ公正に実施するために，大原大学院大学入学試験実施マニュアルを定めており，すべての入学試験は，このマニュアルに準拠して，統一的な方法で厳正に進められている。

入学者選抜における中立性，公正性，客観性を担保するため，すべての入試種別において多角的な評価と点数制が導入されている。入試種別によって評価項目は異なるが，本専攻の入学者選抜の中心をなす論文作成希望者の自己推薦入試を例にあげれば，自己推薦書，保有資格，研究計画書，面接試験を評価項目とし，それぞれに配点が付され採点がなされる。その際，自己推薦書および研究計画書については専任教員複数の採点者による平均点が採用され，面接については入試委員を中心に入学後論文指導を行う教員を含め2名を面接試験官とし，各面接試験官が個別に評価を行った後，その点数の平均点をもって面接試験の評価点としている。可否の判定はそれら評価項目の合計点にもとづき行われ，まず入試委員会の合議により可否原案が作成され，次に教授会の議を経て学長が決定する手続きを採用している。

なお，入学試験当日に筆記試験を行うのは一般入試のみであるが，使用される試験問題については，入試委員により内部で作成され，他の入試委員が検証し，試験当日まで事務局にて封印された状態で保管される。また，採点については作成した入試委員が担当した後，別の入試委員がこれを確認することとしている。

以上のように，本専攻においては，選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで，所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜している。（評価の視点 2-18）

本専攻においては，毎年，志願者数は入学定員を大きく上回っているが，論文指導（税法分野）を希望する税理士志望者が中心であり，2019年度より現校舎への移転によって収容能力を確保するとともに論文指導教員を2019年度以降10名新規採用することで，開学以来30名であった入学定員を，2019年度に35名，2021年度に45名，2022年度に60名に増加して現在に至っている。入学者選抜は，学生が必要にして十分な論文指導を受けられるためには担当教員一人あたり1学年5名程度の受け持ちが限度であるとの考えを基本として行われており，一方では，入学辞退者が相当数生じることも勘案して，入学定員充足率および学生収容定員充足率が100%を下回らず，とは言え130%を上回ることもないよう調整している。なお，2025年度からは入学定員を70名とすることが決まっている。

入学定員充足率および学生収容定員充足率

	志願者数	入学者数 (A)	在籍学生数 (B)	入学定員充足率 (A/定員)	学生収容定員充足率 (B/定員)
2020年度	71	44	75	125.7%	107.1%
2021年度	94	58	102	128.9%	127.5%
2022年度	111	62	122	103.3%	116.2%
2023年度	124	67	128	111.7%	106.7%
2024年度	158	72	149	120.0%	124.2%

2020年度の入学定員35名，学生収容定員70名である。
 2021年度の入学定員45名，学生収容定員80名である。
 2022年度の入学定員60名，学生収容定員105名である。
 2023・24年度の入学定員60名，学生収容定員120名である。

以上のように，本専攻においては，入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理している。（評価の視点2-19）

<根拠資料>

- ・添付資料1-1：大学案内（2025年4月入学用）
 p.27 入試概要
 p.28（裏表紙） 入試説明相談会のご案内
- ・添付資料 ー 大原大学院大学ホームページ
 入学案内 (<https://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html>)
 入試説明相談会日程 (<https://www.o-hara.ac.jp/grad/claim.html>)
- ・添付資料2-7：2025年度 入学試験要項 一般入試・自己推薦入試・AO入試・留学生特別入試
 p.2 募集概要
- ・添付資料2-21：2025年度 入学試験要項 学園内推薦入試・留学生学園内推薦入試
 p.2 募集概要
- ・添付資料2-4：大原大学院大学入試・広報委員会規程
- ・添付資料2-8：大原大学院大学入試マニュアル

・項目：学生支援

評価の視点	
2-20	適切な体制のもと，進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
2-21	適切な体制のもと，社会人，留学生，障がい者をはじめ，多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。

2-22 適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。

<現状の説明>

(1) 進路選択・キャリア形成に関する相談・支援

本専攻では入学試験出願時に、公認会計士や税理士、企業内での財務スペシャリストなど、課程修了後の希望進路を選択の上、出願する流れになっている。出願前の段階では、本専攻に設置されている入試・広報委員会の教職員が中心となり、以下の相談会・説明会を開催し、出願や入試に関する事項とともに、進路選択に関する相談にも対応している。

- ① 総合入試説明相談会（2024年度は5回開催）
- ② 個別相談会+校舎見学会（2024年度は10回開催）
- ③ 留学生オープンキャンパス（2024年度は1回開催）
- ④ 留学生専用入試説明相談会（2024年度は1回開催）

また、入学後の進路変更や就職に関する相談・支援については、大学院大学の学生委員会、学年担任教員、研究支援室専門職員とともに、学園グループが有する新卒市場・中途市場・留学生市場などの各就職担当部署が連携をとり、共同してあたっている。第一次的には学年担任教員と研究支援専門職員が連携し、学生との個別面談を通じて学生の希望を確認し、助言を行っている。さらに踏み込んだ対応が必要と考えられる場合には、学生委員会での審議や、学園グループの就職担当部署と連携し、学生の希望に対応できる体制を整備している。

なお、本専攻は税理士や公認会計士など、高度会計専門職業人として就業するために資格取得を目指す学生が大半を占めており、これらの学生に対しては早期の資格取得を促進すべく、学園グループが実施する資格取得講座を無料で受講できる課外学習制度を設けることで、学生のキャリア形成を支援している。（評価の視点 2-20）

(2) 社会人・留学生・障がい者その他多様な学生に対する支援

① 社会人学生に対する支援

本専攻への入学を検討するにあたり、社会人にも十分な相談機会を提供できるよう、本専攻が実施している「総合入試説明相談会」と「個別相談+校舎見学」はいずれも土曜日、祝日、平日夜間での実施としている。加えて、設定された日時での参加が困難な社会人に対しては、問合せ電話やメール等を通じ、本人が希望する日時で個別に相談に対応する体制も整備している。また、本専攻は、ほとんどの授業科目を昼時間帯と夜時間帯の両方に配置しており、土曜日にも授業科目を配置しているため、働きながら学ぶ社会人の場合でも、平日夜と土曜日の履修で修了することが可能であり、社会人にとっても学習しやすい環境が整備されている。このような点を反映し、本専攻に在籍する社会人学生は、2020年度の51名から2024年度では102名へと、大幅に増加している。

② 留学生に対する支援

留学生については、一般学生向けの「総合入試説明相談会」「個別相談会+校舎見学」とは別に、留学生のみを対象とした「留学生オープンキャンパス」及び「留学生専用入試説明相談会」を開催している。これらの機会では本専攻に在学する留学生にも参加いただき、本専攻に入学した後の学生生活につき、実体験に基づいた情報提供を行っている。また、入試についても、「留学生特別入試」を実施し、日本商工会議所の簿記検定2級を取得していない留学生でも本専攻に入学し得る機会を提供している。当該入試で合格した留学生については、入学前の段階において、学年担任及び簿記検定対策講座の担当部署との連携により、日本商工会議所簿記検定の2級を入学前に取得できるよう、指導を行っている。

入学後の授業料については、「私費外国人留学生授業料減免制度」を設けており、在学中の授業料の30%を減免する経済的支援を行っている。留学生への指導については、学年担任教員、研究支援専門職員とこれを補佐する事務局の職員が公的機関の留学生指導に関するセミナーなどを受講して必要知識を習得し、指導にあたっている。

本専攻に在籍する留学生の大半は中国語を母語としており、これに対応するため、中国語ネイティブのスタッフ(学園本部と兼任職員)と連携し、共同して必要な援助を行っている。そして、修了時に就職が確定せず、引続き就職活動を行う場合は「(継続就職活動の為の)特定活動」への在留資格変更が必要となるが、こうした手続きのための説明および指導を事務局の留学生担当職員が行っている。

以上のように、入学前から在学中の各期間に渡り留学生の学習を支援する体制を整備している。このような点を反映し、本専攻に在籍する留学生は、2020年度の7名から2024年度では28名へと、大幅に増加している。

③ 障がいのある学生に対する支援

現在までのところ、障がいのある学生の入学実績はなく、修学支援措置(ノートテイカー等)は行われていないが、障がいのある学生に対しては、「大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針」にもとづき適切な配慮が行われることとなる。施設面においても、多目的トイレ、教室の引き戸、段差のスロープなどの設置によりバリアフリーなどへの配慮に取り組んでいる。上記指針には学長を最高管理責任者、研究科長を監督責任者として、障がいのある学生に対する差別解消を推進すること、障がいのある学生に相談窓口を事務局におくこと等が定められている。

④ その他多様な学生に対する支援

近年、社会的に取り上げられるようになってきた「LGBTQ+」について、まだ具体的な取り組みを検討する段階には至っていないものの、すべての教職員に対して、概念についての正確な理解と問題意識の共有、他学の対応事例を把握するための研修を実施している。

(評価の視点 2-21)

(3) 在学生の課外活動や修了生の活動に対する支援

本専攻の学生の大半は、公認会計士や税理士など、難関国家資格の取得を目指しており、

在学中における課外活動の中心は、これら資格試験に向けた受験対策となる。本専攻においては、学園グループが実施している資格試験対策講座を無料で受講できる経済的支援を行っており、これが他学と比較した場合の大きな差別化要因となっている。また、本専攻の専任教員のうちの5名、及び職員の中の3名は、公認会計士、税理士の受験指導経験を有しており、大学院での学修と資格試験の受験対策とを両立させるための相談に随時対応できる体制が整備されている。

本専攻を修了した後も、資格取得に向けた受験対策を継続する修了生に対しては、学園グループが実施している資格試験対策講座を割引価格にて受講できる経済的支援を実施している。

このように、経理学校として長きに渡るノウハウを蓄積してきた学園グループの受験対策講座を課外学習として無料ないし割引価格にて提供できることは、経済的負担を軽減するだけでなく、早期の資格取得を促進するものであり、キャリア形成支援のための他学にはない本専攻の特色ある取組みとなっている。(評価の視点 2-22)

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：大学案内（2025年4月入学用）
表 4 入試説明相談会のご案内
p. 13 研究支援室からのメッセージ
pp. 22～23 サポート体制
- ・添付資料 1-2：2024年度会計研究科ガイドブック
pp. 159～160 IV 3. 学費の納入
- ・添付資料 1- 大原大学院大学ホームページ
https://www.o-hara.ac.jp/grad/storage/uploads/ckeditor/04%20gakusei2024_1718417147.pdf
→ 社会人学生数、留学生数
- ・添付資料 2-4：学生委員会規程
- ・添付資料 1-2：学年担任制規程
- ・添付資料 2-22：修了後も就職活動を行う場合の在留資格変更手続き
- ・添付資料 2-23：大原大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する指針

【大項目2の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

① 図書室について

大学としての図書室の狭さと蔵書の少なさは開学以来本専攻が抱える大きな問題であ

る。2019年度の校舎移転により増床し、修士論文作成に必要な税法関連の学術論文集などの文献等を優先して補充するなどして、蔵書数も内容も着実に改善しているが、まだ十分ではない。2025年度からは入学定員を現在の60名よりさらに増やして70名に増加することが決まっているため、学生用の専用自習室がない現状を鑑みても、図書室の環境をさらに改善することが求められる。

② 教育課程改善のための意見聴取について

教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案することが必要となる。本専攻でも、本文で述べた通り、学生や修了生の意見等がもとになって改善に至った例は多いが、現状ではそれらに意見を聴取する仕組みが不足している。

③ 学生の受け入れについて

経営母体である大原学園の経営資源を有効に活用して、入学者選抜においては、合格後入学までの期間に無料で簿記学習ができる制度を整え、会計専門職を志す者であれば会計学の初心者にも広く門戸を開放していること、また、学生に対しては公認会計士試験や税理士試験の受験講座を無料で受講できる制度を整え、学生のキャリア支援を行っていることは他学には見られない本専攻の長所である。また、我が国における大原学園のこれまでの長きにわたる全国的な活動の結果、簿記・会計・税務といった領域の教育活動において、明確なパブリックイメージが構築されているため、目標が明確になった、意識の高い志願者を順調に集めることができている点も本専攻の強みであると考えている。

一方で、出願者の増加に伴い入学時点における学生間の学力の差が顕われ始めている。例えば、会計基準や各種の制度が目まぐるしく変化していく中で、かなり前に専門領域を学んだ学生と最近になって学修を始めた学生では、保有している資格といった外形的には同学力を有しているように見えたとしてもその実質に差が生じている場合があり、研究科として学修内容の質を向上させる取り組みが必要であると考えている。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

① 図書室について

引き続き、修士論文作成に必要な税法関連の図書・学術論文集などの文献や、授業に関連する参考図書等を優先して補充するなどして計画的に蔵書数および蔵書内容を改善していく。また、本学の経営母体である大原学園が2025年より開学する東京経営大学の図書室は、本専攻校舎の近辺に位置するため、本専攻の学生も共同使用できるように協定する。

② 教育課程改善のための意見聴取について

現状で唯一修了生への意見聴取の手段となってる、キャリアに関する Web アンケート調査においては、実際に就業することで感じた本専攻の学びの「役に立った面」しか問う

ていないので、改善・向上につながるような質問項目も用意する。あるいは、コロナ禍で中止となって以来行われていない年度末の修了生意見交換会を再び定期的実施するようにする。

③ 学生の受け入れについて

これまで、真摯に高度職業会計人を目指す学生を育成するために、入試制度は厳格に運用しつつ、幅広い学生に門戸を開き、多様な学習の機会を提供するための取り決めを続けていく事が肝要である。一方で、問題点を解決するために研究支援員によるきめ細やかな履修指導や学習相談といった、いわばオーダーメイドの学生支援を通して、学生1人1人の必要を把握し、研究科全体としてその内容を共有することで入学後の学修の質の向上を図っていく事を目指す。

3 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制方針

評価の視点	
3-1	教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。

<現状の説明>

本専攻では、次の方針にもとづき教員組織を編成している。

「教員組織の編成方針

本学は開学以来「学術的な研究による知識，実務で求められる技能，さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する」という理念のもとそれを実現すべく教員の編成を行ってきた。

具体的には学術的な研究により得られた知見を教育課程に反映させることを意識して研究者教員を，実務で求められる技能を教育内容に反映させることを意識して実務家教員をそれぞれバランスよく配置してきた。それに加えて理論と実務の架け橋となる教育機関を目指すという意識を研究者教員，実務家教員の間で共有しており，この理念を共有できる人材により教員組織を編成してきた。今後もこの方針を継続して学位授与方針，教育課程の編成方針の実現を目指していく。

一方で，社会のニーズが多様化していく中で教員組織においてもそのニーズに応えられるよう多様性を確保していくことで教員組織の充実を目指す。」

以上のように，本専攻では，専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしている。（評価の視点 3-1）

<根拠資料>

- ・添付資料 一：大原大学院大学ホームページ

大原大学院大学情報 教育情報等の公開 大原大学院大学教員の編成方針
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/jyoho.html>)

・項目：教育にふさわしい教員の配置

評価の視点	
3-2	固有の目的を実現し，理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際，主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバラン

	スで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。
3-3	教育課程の中核をなす授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。
3-4	専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。

<現状の説明>

2024年5月現在、本専攻の専任教員は13名、うち教授は9名、実務家教員は6名であり、法令に定める12名以上の必要専任教員数、専任教員の半数以上の教授数、専任教員の概ね3割以上の実務家教員数を有している（基礎要件データ参照）。研究者教員は職位に相応しい学術的研究の業績を有する者、実務家教員は公認会計士や税理士等会計専門職として5年をはるかに超える実務経験があり高度の実務能力を有する者を採用しており、また、実務家教員でも多数の学術的研究業績を有する者や実務に関する優れた専門書を著す者もあり、教員組織の編成方針に謳う理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員をバランスよく配置している。教育上の指導能力については、いずれの者も本専攻あるいは他学で十分な教歴を有しており、每期実施する授業アンケートの授業評価においても概ね良好な結果が得られている。（評価の視点3-2）

次に、教員の配置について、本専攻が養成する高度会計専門職業人にとって、財務会計、管理会計、監査、租税法の主要4系の学修は不可欠であり、これら教育課程の中核をなす授業科目については当然として、それら以外でも会社法や経営学関係の重要科目には原則として専任の教授または准教授を配置している。それらの主要科目を兼任教員（非常勤講師）あるいは客員教員が担当している事例もいくつかあるが、教員の採用及び昇任に関する規程において、兼任教員の採用に関しても専任教員の採用規程に準ずることを定めている。客員教員についても、別に客員教授等選考規程を設け同様の定めを行っており、主要科目における教員配置は適切に行われている。（評価の視点3-3）

専任教員の年齢構成は、2024年5月現在、13人中70歳以上の者が3名（23.1%）、60～69歳の者が5名（38.5%）、50～59歳の者が1名（7.7%）、40～49歳の者が3名（23.1%）、30～39歳の者が1名（7.7%）となっている（基礎要件データ参照）。ここ5年間で新規採用した専任教員2名はいずれも60歳代であったため、5年前（70歳代3名、60歳代3名、50歳代3名、40歳代2名、30歳代3名）に比較して平均年齢は高くなっている。また、会計専門職としてキャリアアップを目指す女性の入学者が増加してきたこともあり、ここ5年間は教員人事も女性の採用に留意して進めてきたが、新規採用機会の多い兼任教員（非常勤教員）については2024年5月現在3名にまで増やすことができたものの、専任教員については新規採用の機会も少なく残念ながら採用することができなかった。しかし、2025年度より新規採用予定の専任教員1名は女性を採用できる見込みであり、教員編成の多様化に向けて一歩を踏み出したところである。（評価の視点3-4）

系別・教員種別 担当科目数 (2024年度)

科目分類	総科目数	教員種別担当科目数					
		専任教授	専任准教授	専任講師	客員教授	客員准教授	兼任講師
財務会計系	30	19	9	0	0	0	2
管理会計系	10	0	7	0	0	0	3
監査系	12	12	0	0	0	0	0
法律系	14	5	0	0	0	0	9
租税法系	20	12	0	0	6	2	0
経済・経営系	11	4	6	0	0	0	1
情報・統計系	3	0	0	0	0	0	3
関連科目系	1	0	1	0	0	0	0
研究指導	52	12	4	0	32	4	0
合 計	153	64	27	0	38	6	18
	(100%)	専任教員合計 91 (59.5%)			(24.8%)	(3.9%)	(11.8%)

※科目数は、同じ科目名でも昼と夜では別科目として計上している。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・添付資料 2-6：授業アンケート集計結果
- ・添付資料 1-2：2024年度会計研究科ガイドブック
 - p. 10 2024年度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
 - p. 12 シラバス
- ・添付資料 3-1：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・添付資料 3-2：大原大学院大学客員教授等選考規程

・項目：教員の募集・任免・昇格

評価の視点	
3-5	専任教員の募集、任免及び昇格について、理論と実務を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

<現状の説明>

専任教員の募集、任免、昇格等に関する基準については、大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程と、大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項の二つに定められている。

大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程では、教授、准教授、講師、助教、助手のそれぞれについて、採用および昇任に関する資格基準を定めている。例として、教授について記す。

「大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程(抜粋)

(資格基準)

第2条 教員の採用及び昇任に関する選考は、本条の定める基準により行う。

2 採用する教員及び昇任させる教員の資格は、第3項から第7項に示す基準のいずれかに該当し、建学の精神を体し、本学教員たるに適する者であることとする。

3 教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 会計専門職大学院において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

四 専攻分野について、特に優れた知識及び高度の実務能力を有すると認められる者」

また、大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項では、昇任に係る部分に関して必要な事項として、昇任審査に必要な研究業績、経験年数、大学運営についての貢献について細則を定めている。例として、教授について記す。

「大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項(抜粋)

1. 昇任審査に必要な研究業績の篇数について

(4) 教授への昇任の場合

准教授として就任した日以降に、教育研究上の業績として発表した学術論文又は著述が、紀要（所属機関の内部審査のみによる定期論文集）記載以外の公刊論文・著作2篇以上を含む5篇以上あること。審査に当たっては、そのうち5篇について査読するものとする。

2. 昇任審査時の当該職格の経験年数について

(4) 教授への昇任の場合

准教授として6年以上の経歴があること。

3. 昇任審査時の当該職格の期間における当大学での運営に関する貢献について

昇任審査時の当該職格の期間において、当大学での運営に関する貢献がきわめ

て大であると認められること。」

次に、専任教員の募集、任免、昇格等に関する手続きについては、教員人事委員会規程において定めている。

教員の採用や昇任人事などの必要が生じた場合には、教授会により選出された3名の教授による教員人事委員会が、採用審査・昇任審査を行って議案を作成し、教授会の承認を得ることとしている。ただし、審査を行うにあたっては、教員人事委員会の委員以外であっても関係する科目の教員の出席を求め、その意見を聴取することができる。教員人事委員会は、経歴書・業績書の精査、論文・著作の査読、および面接等により、採用・昇任候補者が、職位相当の優れた研究能力あるいは高度の実務能力を有するか、また教育上の指導能力があるかを審査する。特に、指導能力については、他大学にて数十年の教歴を有するか、あるいはすでに本専攻において非常勤講師として指導能力を確認できている者を採用する場合はほとんどではあるが、必要に応じて授業の模擬講義を行わせることで確認しており、直近では2018年度の専任教員の採用において行われた事例がある。

以上のように、本専攻では、専任教員の募集、任免及び昇格について、理論と実務を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施している本専攻の教員に求められる資格基準を担保している。(評価の視点3-5)

<根拠資料>

- ・添付資料3-1：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・添付資料3-3：大原大学院大学における教員の昇任に関する申合せ事項
- ・添付資料2-4：大原大学院大学教員人事規程
- ・添付資料3-6：2017年度第4回人事委員会議事要録

・項目：教員の資質向上等

評価の視点	
3-6	専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。
3-7	当該専門職大学院の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、専門分野の学術的研究、企業その他組織のマネジメントに関する知識の充実及び刷新を伴う実務に基づく研究に継続的に取り組むよう促すこと。
3-8	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等について、適切に評価していること。

<現状の説明>

本専攻においては、FD・SD委員会規程にもとづき、FD・SD委員会が中心となって、すべての教員を対象として授業参観、授業アンケート、研修会等の活動を定期的に企画することで、組織的に教員の資質向上を図っている。

授業参観は2019年度までは毎年実施していたものの、コロナ禍で対面授業が中止された2020年度、2021年度には実施されず、近年では2022年度に前年度新規採用の教授1名に実施された事例のみである。授業参観は、終了後に教員間のミーティングの場を設けており、個々の教員の教育上の指導能力の改善にとどまらず、研究者教員と実務家教員が互いの授業を見て話し合うことにより、研究者教員の実務に関する知見の充実など、理論と実務の架橋教育の向上にも役立っていると考えられる。ミーティングの内容は報告書としてまとめられ、授業参観に参加できなかった教員にも情報提供されている。

また、教育上の指導能力や大学教員に求められる職能に関する理解の向上のため、FD・SD研修会（講演会）を実施している。近年の実施実績は以下のとおりである。

FD・SD研修会実績

実施年度	研修テーマ	担当講師	参加人数
2020年度	現代社会における各種のハラスメントについて	大原大学院大学教授 石山 卓磨 先生	10
2021年度	授業評価アンケートの活用と今後の授業改善に向けての取組	大原大学院大学教授・FD委員長 古市 雄一朗 先生	12
2021年度	授業評価アンケートの活用と本学としての今後の取組	大原大学院大学教授・FD委員長 古市 雄一朗 先生	7
2022年度	我が国の高等教育の課題と展望	大学マネジメント研究会会長 本間 政雄 先生	11
2022年度	専門職大学院発展のための実践事例研究	横浜商科大学 内田 学 先生 ほか	12
2023年度	駒澤大学における教育のデジタル化	駒澤大学教務部長・学長補佐 絹川 真哉 先生	8
2023年度	障害学生の抱える困難の理解と支援～発達障害学生への支援を中心に～	筑波大学DACセンター 脇 貴典 先生	9
2024年度	修士課程におけるアジア人学生の特徴～中国からの留学生を中心として	専修大学商学部教授 小林 守 先生	9
2024年	筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局におけるLGBTQに関する取り組み	筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局助教 郭 立夫 先生	11

*参加人数は、専任教員のための数字

研修会はコロナ禍の2020年、2021年を除いて外部講師を招聘して行われており、参加者には感想や見解をまとめた報告書をFD・SD委員長へ提出させている。

学生による授業評価については、授業科目ごとに授業アンケートを実施している（ただし、実施は履修人数5名以上の授業科目のみ）。授業アンケートの集計結果は教授会に報告され、全学的な問題点についての検討が行われている。また、個別授業の集計結果については担当

教員に伝え、所感（感想、今後の対応など）を記載した回答書をFD委員長へ提出することを義務付けている。ここで改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。（評価の視点3-6）

また、教育上の指導能力を向上させるためには、教員は不断の研究活動を続け、その成果を教育に反映しなければならない。研究科教員はさらに学術的な研究を深め実務の理論的背景の精緻化に努めることで、一方、実務家教員は常に実務の動向に注視して課題を研究し実務的な知見の刷新に努めることで、研究者教員と実務家教員が一体となった理論と実務の架橋教育を進化させることができる。本専攻においては、毎年「研究年報」を公刊し専任教員に最新の研究成果を開陳する場を提供しており、専任教員13名中、常に9～10名が寄稿している。また、本学には、会計、税務、法律、経済、経営、情報および統計の各分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的に社会科学研究所が設立されているが、専任教員全員が所員であり、研究所の研究予算を用いての研究およびその発表が可能である。2024年現在、公会計と農業会計の分野で研究会、学術講演会やシンポジウム等の事業を行っている。

なお、本専攻では、大原大学院大学研究者行動規範において、研究者が主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範を、(1) 人類の知的基盤、社会的に有益な研究の実施、(2) 人間の尊厳及び人権の尊重、(3) 科学的又は社会的利益に対する個人の人権の保障の優先、(4) 個人情報保護の徹底、(5) 研究に係る安全の確保と適切な研究環境の保持、(6) 捏造、改ざん、盗用等の研究上の不正行為の防止による公正な研究の推進、(7) 法令、本学の諸規程及び学会等において認められた研究に関わる規範の遵守、と定めている。（評価の視点3-7）

専任教員の教育活動、研究活動、組織運営については、前述のとおり、昇任審査時に要件とされるが、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等も含めて、それらを経常的に評価する仕組みは整備されていない。（評価の視点3-8）

<根拠資料>

- ・添付資料 一：大原大学院大学ホームページ

教員紹介 FD活動

(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/teacher.html#2>)

大原大学院大学情報 研究者行動規範

(<https://www.o->

[hara.ac.jp/grad/storage/uploads/ckeditor/2016fuseikisoku07_1652444763.pdf](https://www.o-hara.ac.jp/grad/storage/uploads/ckeditor/2016fuseikisoku07_1652444763.pdf))

- ・添付資料 2-5：授業アンケート実施要項
- ・添付資料 2-20：授業アンケート用紙

- ・添付資料 2-6：授業アンケート集計結果
- ・添付資料 3-7：授業アンケート結果回答書

・項目：教育研究条件・環境及び人的支援

評価の視点	
3-9	専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。

<現状の説明>

2024年度現在、専任教員一人あたりの担当授業数は、年間平均週 3.5 科目（週 5.25 時間）である。特に過多ということはなく、教員の教育の準備および研究活動に十分配慮した水準となっている。

$$\begin{aligned} & \text{※専任教員担当年間総科目数 } 91 \div \text{専任教員数 } 13 = \text{一人あたり年間担当科目 } 7 \text{ 科目} \\ & \qquad \qquad \qquad = 1 \text{ セメスタ（半年） } 3.5 \text{ 科目} \end{aligned}$$

教員の個人研究費は、本学の「研究経費規程」に基づいて支給している。研究費の金額は下記のとおりであり、この金額は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）を支給対象期間とするものである。

区 分	研究者教員		実務家教員	
	研 究 費	研究旅費	研 究 費	研究旅費
教 授 准教授	300,000 円	200,000 円	200,000 円	100,000 円
講 師 助 教 助 手	150,000 円	100,000 円	100,000 円	50,000 円

また、教育研究活動の一層の活性化を図り、本学の教育研究の向上に資するため、専任教員が自らの研究に専念できる一定の期間を取得できる制度として、サバティカル制度を設けている。ただし、2024年現在、利用実績はない。

専任教員の研究室は、専任教員 13 名全員に 1 室ずつ個室として提供されており、共同使用はない。1 室当たりの平均面積は 17.5 m² であり、基本装備として机、椅子、書棚、保管庫、パソコンおよび電話機が設置され、ネットワーク機器利用のために LAN 配線を行っている。また、研究室の近隣に教員が使用するための複合コピー機とシュレッダーが設置されている。以上のように、十分な教育研究環境が整備されている。

なお、本専攻に TA 等人的支援制度はない。（評価の視点 3-9）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：2024 年度会計研究科ガイドブック
p. 10 2024 年度度授業科目一覧表（授業科目年次担当表）
- ・添付資料 3-8：大原大学院大学研究経費規程
- ・添付資料 3-9：大原大学院大学サバティカル制度規程
- ・添付資料 3-10：研究年報
- ・添付資料 一：大原大学院大学ホームページ
社会科学研究所 研究活動
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/research-institute/activity.html>)

【大項目 3 の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

本専攻においては、専任教員 13 名中 6 名が実務家教員である。現在も公認会計士あるいは税理士として第一線で活躍しているが、研究所の研究者として多数の研究業績がある者や、評価の高い優れた実務の専門書を多数著している者もあり、本専攻の研究年報にも毎年 2～3 名が寄稿している。教員の編成方針にいうところの、理論と実務の架け橋となるという意識を共有した、研究者教員と実務家教員のバランスよい配置が行われていると言える。一方で、多様性を確保していくことで教員組織の充実を目指すという点については、いまだ不十分である。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

2018 年以降、女性の専任教員がいないため、専任教員にかぎらず特に女性の登用を優先して多様性の確保を目指してきた。その結果、新規採用機会の多い兼任教員（非常勤教員）については 2024 年 5 月現在 3 名にまで増やすことができたものの、専任教員については残念ながら採用することができなかった。本専攻は、専任教員の絶対数も少ない小規模経営の独立大学院であり、専任教員の新規採用の機会は多くなく、また条件面でも厳しいため、採用に制約条件が多いことは否めないが、2025 年度より新規採用予定の専任教員 1 名は女性を採用できる見込みである。引き続き今後もできる限り女性の専任教員の確保を目指し採用人事を行っていく。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

・項目：専門職大学院の運営

評価の視点	
4-1	当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
4-2	教育の企画・設計・運営等における責任体制が明確であること。
4-3	教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。

<現状の説明>

本専攻の全般に関する運営については学長がつかさどり、運営組織として教授会を設置し、事務組織として事務局を置いている。また、学長直轄の会議体として大学運営会議、教育課程連携協議会、自己点検・評価委員会、ハラスメント対策・人権委員会、研究倫理委員会が置かれ、特定の事項について学長に意見を具申し、学長が意思決定を行う。

教授会は学長、専任の教授及び准教授により構成されるが、必要に応じ、専任の講師、助教も出席できるようにしている。また、事務局からも事務局長と事務局員1名が出席し、教授会の求めに応じて事務局員が把握している情報を教授会で報告するなど、一体となった行動ができるようにしている。ただし、事務局員は教授会における議決権は有しない。教授会は原則として毎月1回（8月は休会）開催している。

教授会の諮問に応じて審議する機関として教務委員会、教員人事委員会、入試・広報委員会、学生委員会、FD・SD委員会、図書・研究年報委員会、総務委員会が設置されている。各委員会の審議事項についてはそれぞれの委員会規程で定められており、そこで審議された事項が教授会に上程される仕組みを設けている。そして、教授会での審議を経て、最終的には学長が意思決定を行う。

学長の選出については、学長選考規程を定めており、理事長が学長選考委員会を設け、学長選考委員会は規程で定める選考基準に従い学長候補者を1名選考し、理事会に推薦する。理事会は推薦を受けた学長候補者について審議し、理事長がこれを任命する。

本専攻の管理運営を行う教員組織の長は研究科長であるが、その任免に関しては研究科長選考規程を定め、教授会の決定を尊重している。研究科長は、研究科の長として教学と管理運営に関し研究科内の委員会等を指揮し、学長を補佐する役割を担っている。

また、本専攻の事務組織は、専任事務職員4名（事務局長を含む）、図書室専門職員1名、研究支援室専門職員1名の合計6名と、兼任職員（大原学園本部と本学の業務を兼務する者をいう。）11名で構成されている。その業務内容により担当する部署を区分している。大学院大学として固有の管理運営業務は大学院大学の事務局が担当し、一般的な学校経営・運営事務は法人本部内の財務総務本部、広報営業本部、情報システム本部などの事務部門に兼任職員を配置し、他の学校事務業務と兼務する方法により担当している。また、学生の就職

支援については、大学院大学の学年担任教員、研究支援室専門職員とともに、学園グループが有する新卒市場・中途市場・留学生市場などの各就職担当部署が共同してあたっている。このような体制を敷くことにより、事務業務の効率化を確保しつつ、業務内容の多様化に対応する機能を備えている。

このように本専攻を運営するための固有の組織体制が整備されており、適切な運営が行われている。(評価の視点 4-1)

教育の企画・設計・運営方法に関する事項については、原則として教務委員会での審議を通じて素案をまとめ、教授会に上程する。その後、教授会での審議を行ったうえで最終的に学長が意思決定を行う。また、迅速な意思決定が必要な事項については、学長、研究科長、副研究科長、事務局長を構成メンバーとする大学運営会議にて審議が行われ、最終的に学長が意思決定を行う。当該決定事項については教授会にて報告がなされ、各教員への共有が行われる。

このように教育の企画・設計・運営に関する決定プロセス及び責任体制は明確である。(評価の視点 4-2)

なお、大原大学院大学は1研究科1専攻のみを設置する会計専門職大学院であり、教育内容、人事等において、関係する学部・研究科等は存在しない。(評価の視点 4-3)

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2 : 2024 年度会計研究科ガイドブック

pp. 183-193 大原大学院大学学則 第 8 条, 第 9 条, 第 10 条

- ・添付資料 一 : 大原大学院大学ホームページ

<https://www.o->

[hara.ac.jp/grad/storage/uploads/ckeditor/02%20soshiki01_1686275283.pdf](https://www.o-hara.ac.jp/grad/storage/uploads/ckeditor/02%20soshiki01_1686275283.pdf)

教育研究組織図

- ・添付資料 4-5 : 委員会人事一覧表
- ・添付資料 2-4 : 大原大学院大学大学運営会議規程
- ・添付資料 2-4 : 大原大学院大学教務委員会規程
- ・添付資料 4-6 : 大原大学院大学学長選考規程
- ・添付資料 4-1 : 大原大学院大学研究科長選考規程
- ・添付資料 4-7 : 教授会 議事要録 (抜粋) 2024 年 2 月
「研究科長の選出について」
- ・添付資料 4-8 : 事務局の役割分担表

・項目：自己点検・評価と改善活動

評価の視点	
4-4	自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究活動の改善・向上に結び付けていること。
4-5	外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。

<現状の説明>

本専攻においては、内部質保証のための方針及び手続を以下のように定めている。

「内部質保証の方針

大原大学院大学は、本学の理念・目的を実現するために、定期的な自己点検・評価を行い、その結果を改善につなげる取り組みを実行することで、教育研究活動等の恒常的な質の向上に努めるものとする。

定期的な自己点検・評価を担当する組織として、自己点検・評価委員会をおく。自己点検・評価委員会は、教育研究活動等の適切性、有効性を検証するため、適切な評価基準にもとづき行われる学内各委員会および事務局等の自己点検・評価の結果を総括し、大学運営会議に報告する。

学長、研究科長、副研究科長、事務局長からなる大学運営会議は、自己点検・評価委員会の評価結果について審議し、課題に対する改善方針の策定を行い、それを実施し点検することで内部質保証の促進に責任を負うものとする。

内部質保証の適切性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、必要に応じて外部識者の意見を求めるものとする。教育研究および事務組織の計画等に適切に反映させることによって、教育研究活動等の改善・向上を推進する。」

本専攻においては、学則第13条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条に規定する目的を達成するため、本学の教育及び研究並びに施設及び設備等の状況について自己点検及び自己評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、実施体制については、別に自己点検・評価委員会規程を定め、自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価作業を行っている。

同規程には、自己点検・評価委員会の任務を「委員会は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する」と規定している。また、同規程には、委員会の職掌事項として、自己点検・評価項目の設定、資料の収集および分析、各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認、それらに基づく自己点検・評価、自己

点検・評価のための調査研究などが規定されている。委員の選出についても、専任教員だけではなく、事務局職員および経営母体である学校法人大原学園理事会および評議員会の指名を受けた者と規定されており、教育研究活動だけではなく施設・設備、運営および財務状況も含めた全学的な点検・評価に相応しい委員によって構成されている。以上のように、本専攻は自己点検・評価のための仕組み・組織体制を適切に整備している。

1 研究科 1 専攻のみを有する独立大学院である本学（本専攻）は、5年に一度の経営系専門職大学院認証評価と7年に一度の大学評価を単一組織として受審しており、結果として平均して2～3年に一回、認証評価機関による認証評価を受け、さらにその合間にはそれぞれの改善報告書も提出していることから、これらの受審を軸として、継続的に全学的な自己点検・評価活動を行っている。以上のように、本専攻においては、自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っている。

前回の2020年度の経営系専門職大学院認証評価では、是正勧告はなかったもの10項目の検討課題を付されたが、順次改善している。具体的には以下のとおりである。

指摘内容	現状
2019年度より設置された教育課程連携協議会は当時まだ開催されておらず、機能していなかったため、教育課程連携協議会の意見を教育課程の編成に反映する仕組みを設けることが望まれる。	現在では年に2回定期的に開催している。学位授与方針の改訂などに教育課程連携協議会の意見が反映されている。
授業アンケートや修了生意見交換会を実施し、組織的に学習成果の把握につとめているが、それらの結果を、教育内容・方法の改善に確実に繋げているとは言い難いため、学生の学習成果の把握・評価を継続的かつ効果的に実施するとともに、その結果を活用していくことが望まれる。	授業アンケートについては、教員の回答書を、学生に対して回答する形で記述するように改編し、教員が自ずから改善に着手するように仕向けている。また、学習成果の把握する新たな試みとしてGPA制度を導入し、学期GPAの水準によって個別に学修指導を行う仕組みを制度化している。
教員の編成について、2018年度以降女性の専任教員がいないため、採用に向けて改善が望まれる。また、教員の編成方針では、管理会計系の専任教員を2名配置することとしているが、現在1名となっている。	編成方針は現行のものに抜本的に改訂した。女性の専任教員については、その後2回機会があった募集のいずれにおいても採用できなかったが、2025年度から採用する予定の1名については女性を採用できる見通しである。
教員の研究活動について、研究活動や組織内の運営への貢献について評価する仕組みを整備することが望まれる。	年間の研究業績等を考慮した評価基準の作成を検討する。
修了生に対する支援は十分とはいえないため、同窓会の創設など修了生のネットワークを構築することが望まれる。	本学の歴史はまだ浅い上に、独立大学院として本研究科のみで構成されているため毎年の修了生は少なく、修了後も資格試験合格に向けて就職せず受験勉強を続けている者も多い。したがって、何らかの修了生ネットワークを構築にするにしても、もうしばらく土壌が固まってからとする。
2019年度の校舎移転に伴い、障がいのある者のための施設・設備の整備については、多目的トイレの設置、教室の扉の引き戸化等の対応改善が図られているものの、未だ人的支援に依存する部分も多いため、さらなる改善が望まれる。	特に改善を要するのは、校舎出入り口の扉であるが、建物の構造上、現在の扉を引き戸あるいは自動扉へ転換することは技術的に困難であった。そこで、車いす等を必要とする学生が受験・入学した場合についての手順を再度検討し見直すことなどによって、不備のないよう現状対応を強化する。

<p>2019年度の校舎移転によって図書室が増床し、蔵書数については改善がみられるものの、蔵書の内訳については、修士論文作成に必要な税法関連の学術論文集などの文献等が十分とはいえないため、改善が望まれる。</p>	<p>以下の新たな方針にもとづき、計画的に充実を図っている。(1) 論文作成に必要な書籍①：院生の論文テーマを把握し、論文指導教員の指導の下に参考図書を選定して購入する。(2) 論文作成に必要な書籍②：論文作成に必要な書籍であれば、指導教員の承諾のもと、院生個人でも、図書室に購入を申請することができる。(3) 講義における参考図書：各教員の授業に関わる参考図書があれば要望を出してもらい、図書室にて購入する。(4) 各系の書籍の充実：基本書、良書について各系の先生から直接希望を出してもらい、図書室にて購入する。また、大学の経営母体である大原学園が2025年度より新規開学する東京経営大学の図書室を共同で利用することができるようにする予定である。</p>
<p>2019年度当時、専任教員一人あたりの担当授業数は、年間平均週3.9科目であり、特に過多といえ、昼夜に同時開講する授業を多く担当する専任教員の中には、最大で年間平均週6科目という事例があり、一部専任教員の授業負担が多くなっている。</p>	<p>授業科目の担当替え、科目の統廃合や昼夜の開講選別等により、最大で年間平均週5.5科目に減少している。</p>
<p>自己点検・評価活動のための「外部評価委員会」を設置したものの、結果として「外部評価委員会」が開催される機会はなかったその役割を見直し、外部からの意見を聴取する仕組みを整理することが必要である。</p>	<p>外部委員会は廃止し、必要に応じて外部識者の意見を求めるものとした。現在、教育課程連携協議会に、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針についての評価を要請している。</p>
<p>教育情報について、「専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況」の実績がなかったため、公開がなされていなかった。</p>	<p>教育課程連携協議会が活動を開始したことに伴い、大学ホームページにて情報公開している。</p>

以上のように、本専攻においては自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結び付けており、また外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応している。(評価の視点 4-4, 4-5)

<根拠資料>

- ・添付資料 — 大原大学院大学ホームページ
大原大学院大学情報 教育情報等の公開 内部質保証の方針
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/yoho.html>)
大原大学院大学情報 大原大学院大学の自己・点検評価報告書
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>)
大原大学院大学情報 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果
2020年度大原大学院大学会計研究科会計専攻に対する認証評価結果
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>)
- ・添付資料 4-9：2020年度 第2回 教育課程連携協議会 議事要録
- ・添付資料 3-7：授業アンケート結果回答書
- ・添付資料 2-16：大原大学院大学GPA制度に関する規程

・添付資料 4-10：第 147 回教授会資料（抜粋）

大原大学院大学図書委員会 2020 年度第 1 回議事次第

・項目：社会との関係・情報公開

評価の視点	
4-6	教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
4-7	当該専門職大学院の運営と諸活動の状況、自己点検・評価の結果について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう取り組んでいること。
4-8	企業やその他組織との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続でなされ、また、資金の授受・管理等が適切に行われていること。

<現状の説明>

本専攻においては、産業界等との連携により教育課程を編成し、円滑かつ効率的にそれを実施するため、教育課程連携協議会を設置している。教育課程連携協議会は、大原大学院大学教育課程連携協議会規程にもとづき、現在は本専攻教員 1 名、日本公認会計士協会理事 1 名、日本税理士会連合会理事 1 名の計 3 名から構成され、年に 2 回会合が行われている（基礎要件データ参照）。

2023 年の本専攻の学位授与方針の改訂の際には、教育課程連携協議の意見が反映された。従前の学位授与方針が、「修了生が学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備え、国際感覚を身に付けた公認会計士、税理士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリストなどの高度会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標」とすること及び修了要件のみを示し、修得すべき知識、技能、能力等当該学位にふさわしい学習成果を具体的に示していなかったことから、学位授与方針を現在のものに改訂したが、教育課程連携協議会では主に会計業界が求める人材像についての意見交換が行われており、それらの意見をもとに新しい学位授与方針の原案が作られている。

このように本専攻においては、社会からの意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案している。（評価の視点 4-6）

運営と諸活動の状況、学位授与状況や自己点検・評価の結果については、大学ホームページにて社会に公表し、説明責任を果たしているが、本専攻の使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう積極的に取り組んでいるとまでは言えない。（評価の視点 4-7）

なお、本専攻は、企業やその他組織との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいない。（評価の視点 4-8）

<根拠資料>

- ・添付資料 4-2 : 大原大学院大学教育課程連携協議会規程
- ・添付資料 4-9 : 2020 年度 第 2 回 教育課程連携協議会 議事要録
- ・添付資料 一 : 大原大学院大学ホームページ
大原大学院大学情報 教育情報等の公開
(<http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>)
大原大学院大学情報 大原大学院大学の自己・点検評価報告書
(<https://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>)
- ・添付資料 4-4 : 大原大学院大学情報公開に関する要項

【大項目 4 の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

運営と諸活動の状況、学位授与状況や自己点検・評価の結果については、大学ホームページにて社会に公表し、説明責任を果たしているが、本専攻の使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう積極的に取り組んでいるとまでは言えない。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

高度職業会計人を養成するという本専攻の活動が、社会にとって大きな意味のあることは疑いようもないが、社会からの理解をさらに得るための活動も展開する。現在、大学案内には修了生を紹介するページを設けているが、内容は本専攻の学修についてが中心であるため、今後は大学案内や大学ホームページに本専攻の修了生が職業会計人としてどのように活躍しているかなどの記事を掲載したり、現在でも社会科学研究所が地方公会計を一つの研究テーマとして活動し講演会等を通じて地方公共団体から毎回多数の出席を得ているように、地域社会への貢献もさらに進めることなどを考えている。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回の自己点検・評価においては、各大項目で以下のような問題点が指摘された。

【大項目 1】

第2期中長期ビジョンにおいて、「教育の質の向上への取り組み」として、税理士志望者の論文指導体制の組織化に取り組んだが、2023年度においては修士論文を完成させることができずに修了年度の延長に至った学生が13名発生した。学生を組織的にサポートできる体制の整備が不十分であったと言える。

【大項目 2】

① 図書室について

2019年度の校舎移転により図書室も増床し、修士論文作成に必要な税法関連の学術論文集などの文献等を優先して補充するなどして、蔵書数も内容も着実に改善しているが、まだ十分ではない。

② 教育課程改善のための意見聴取について

教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案することが必要となるが、現状ではそれらに意見を聴取する仕組みが不足している。

③ 学生の受け入れについて

志願者数が恒常的に定員を上回るようになり、入学定員は開学当初の30名から現在は60名まで増加しているが、それに伴い、入学時点における学生間の学力の差が顕われ始めている。会計基準や各種の制度が目まぐるしく変化していく中で、保有資格が外形的には同学力を有しているように見えたとしてもその実質に差が生じている場合があると考えられ、研究科として学修内容の質を向上させる取り組みが必要である。

【大項目 3】

教員の編成方針にいうところの、理論と実務の架け橋となるという意識を共有した、研究者教員と実務家教員のバランスよい配置はある程度実現していると言える一方で、多様性を確保していくことで教員組織の充実を目指すという点については、いまだ不十分である。

【大項目 4】

運営と諸活動の状況、学位授与状況や自己点検・評価の結果については、大学ホームページにて社会に公表し、説明責任を果たしているが、本専攻の使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう積極的に取り組んでいるとまでは言えない。

(2) 今後の改善方策，計画等について

各問題点の改善方策については本文に記した通りであるが，最も喫緊な課題は，現在，本専攻の中心的な養成対象となっている税理士志望者に対する論文指導のさらなる質の向上である。論文指導を開始して数年後には剽窃疑いによって論文不合格になった学生が現れたことから，著作権についての正しい理解やそれにもとづく適切な引用の仕方，また剽窃の誘因の一つとなる論文執筆の遅れを未然に防ぐことを一つの目標として，第2期中長期ビジョンでは，修士論文講習会や形式指導補助者の設置，中間報告会の実施や研究倫理 e-learning の受講義務化などの対策を導入したが，2023年度には論文審査にさえ行き着かない学生を大量に生じることとなった。これは中間報告会を実施しても，その後の論文提出までは進捗管理を指導教員に依存しているため組織として早急な対策を講じることができなかったことが要因の一つであると考えている。そのため，組織として継続的に学生をサポートすることの重要性を再認識し，2024年度からの第3期中長期ビジョンにおいては組織的な論文指導体制の強化を掲げ，論文作成に行き詰まりや不安を感じている学生の相談等を常時受け付ける研究支援室を設置し，また，1年次から各学期の終了時に修士論文の進捗状況について指導教員の評価及び学生自身の自己評価を収集することで，個々の学生の修士論文の進捗度合いを組織として把握し，作成が遅れ気味の学生に対して早期解決が図れる体制を構築する試みを開始したことは本文で述べたとおりである。

本専攻は，論文指導の多くを客員教員に頼り，また修士課程しか持たず博士後期課程の大学院生もいないため，論文指導を組織として制度化し支援するかがいかに重要な課題であるかを，今回の留年生の発生で再認識できたことは不幸中の幸いである。一人の学生を複数の教員やTAによって集団指導する体制を構築することは理想であるが，それ以前に組織として出来ることはまだ多々あるはずであり，今後も点検・評価を通じてそれらを明らかにし，その改善策を粛々と実行していく。